

日・EUビジネス・ラウンドテーブル(BRT)提言に対する

日本政府よりのレポート

平成22年1月

注:本レポートの記載内容は、平成21年12月31日時点での状況を踏まえ、作成されている。

目次

ワーキング・パーティーA: 二国間・多国間での貿易・投資と規制における協力	4
1. 共通の経済制度環境の構築(A-EJ-1)	4
2. 保護主義と戦うためのWTOドーハ開発アジェンダへの支持(A-EJ-2)	5
3. 新グローバルスタンダードの促進における国際基準の適用と協力強化(A-EJ-3)	7
(1) 国際製品基準及び相互承認	7
(2) 国際特許制度	8
(3) 模造品・海賊版の取締り	9
(4) エネルギー保全とラベル表示に関する制度の調和	10
(5) AEO	11
4. 事業展開の支援(A-EJ-4)	12
(1) 社会保障保険料(保険料の二重払いをなくす)	12
(2) 企業内転勤者(ICT)の円滑・迅速な移動	13
(3) 個人情報保護制度	14
5. 国際基準の認識と適用(A-J-1)	15
(1) 食品添加物	15
(2) 建設用製品	16
(3) 有機製品	17
(4) ラベル表示に関する制度	18
(5) 化粧品	19
(6) 医療機器	20
6. 規制の透明性と合理性の向上(A-J-2)	21
7. 人間と動物のヘルスケアの分野におけるより効率的な製品認定システムの構築(A-J-3)	22
(1) 医療機器の認証プロセス	22
(2) GCP及び医薬品医療機器総合機構(PMDA)	23
(3) 動物用医薬品の製品承認プロセス	24
8. サービス分野における自由で開かれた競争の確保(A-J-4)	25
(1) 金融グループの業務統合	25
(2) 日本郵政公社の民営化・共済	26
(3) 金融商品取引法の開示規則	27
9. 外国直接投資の促進(A-J-5)	28
(1) 日本企業と外国企業の合併・再編によって生じるキャピタルゲインに対する課税猶予	28
(2) 会社法第821条の見直し	29
10. 民間航空機開発と生産における日EUの協力促進(A-J-6)	30
(1) 大型民間航空機の調達	30
(2) 民間航空機開発における日欧協力	31
(3) 政府公用大型航空機の購入	32
ワーキング・パーティーB: ライフサイエンス&バイオテクノロジー	33
11. バイオテクノロジー関連研究開発(B-EJ-1)	33
12. ライフサイエンス/バイオテクノロジーの国民理解促進(B-EJ-2)	34
13. 健康バイオテクノロジー(B-J-3)	35
14. 植物バイオテクノロジー(B-EJ-6)	36

15. 工業バイオテクノロジーとバイオ燃料(B-EJ-8)	37
ワーキング・パーティーC: 情報通信技術	39
16. 経済回復に向けた施策におけるブロードバンド投資とICTの重要性(C-EJ-1)	39
17. 低炭素社会構築に向けたICTソリューション(C-EJ-2)	41
18. ICT活用による貿易セキュリティと円滑化の両立について(C-EJ-3)	44
19. WTOのITA(情報技術協定)の維持(C-EJ-4)	46
20. 通信・放送の融合・連携によるイノベーションの推進について(C-EJ-5)	48
21. 次世代ネットワーク投資を促進する規制を(C-EJ-6)	49
22. 著作権補償制度・私的録音録画補償金制度の抜本的見直し及び現行補償金制度の適正化(C-EJ-7)	50
23. EUの個人情報保護指令に基づく国際的データ転送について(C-EJ-8)	51
24. 情報システムの信頼性(ディペンダビリティ)や情報セキュリティの確保に向けた連携の具体化について(C-EJ-9)	52
25. 官民パートナーシップの役割の強化(C-EJ-10)	54
ワーキング・パーティーD: 金融サービス、会計及び税制	55
26. 金融危機を受けた金融市場の改革への支持(D-EJ-1)	55
27. プルデンシャル規制(D-EJ-2)	57
28. リスク管理(D-EJ-3)	58
29. 証券化に係るリスク管理の強化(D-EJ-4)	59
30. 会計基準(D-EJ-5)	60
31. 日EUに向けた税制関連の提言(D-EJ-6)	62
(1)租税条約	62
(2)企業会計と税務	63
32. 日本に向けた税制関連の提言(D-EJ-7)	64
(1)移転価格税制に係る執行の透明性	64
(2)連結納税制度の改善	65
(3)法人税率引き下げ	66
(4)税制優遇措置	67
ワーキング・パーティーE: イノベーション、環境、持続可能な開発	68
33. イノベーションと気候変動(E-EJ-1.1、1.2、1.3)	68
34. 地球温暖化対策	70
(1)ポスト京都議定書の枠組みに対する提言	70
①全ての主要排出国の参加(E-EJ-2.1a)	70
②長期的な削減目標の合意(E-EJ-2.1b)	71
③セクター別アプローチ(E-EJ-2.1c)	72
④中期目標の設定とその実現のための政策(E-EJ-2.1d)	73
⑤基準年について(E-EJ-2.1e)	75
⑥技術開発・技術支援の促進(E-EJ-2.1f)	76
(2)その他の温暖化対策に関する提言	78
①エネルギーのクリーン化の促進(E-EJ-2.2 a)	78
②環境財政支出の継続(E-EJ-2.2b)	80
(別添)	81

ワーキング・パーティーA： 二国間・多国間での貿易・投資と規制における協力

1. 共通の経済制度環境の構築(A-EJ-1)

BRT の提言

ベルリンで開催した2007年のビジネス・ラウンドテーブル(BRT)において、ワーキング・パーティーは貿易と投資を振興するための幅広い二国間協定の実現可能性を研究するよう提言した。これに向けて両サイドでタスクフォースが組織され、東京で開催した2008年のBRTにおいて共同提言が発表された。同報告書は、日本・EUの協力を強化できる数々の共通関心領域を概説している。日EU首脳会議が2009年5月8日プラハで開催され、特に「両者の経済関係の可能性を十分に引き出すことを目指して両経済の統合を強化すること」を狙った共同宣言が採択されたが、ワーキング・パーティーは同共同宣言を支持する。そして、日本と欧州が関心を向ける諸問題に照準を合わせることで双方の関係当局が目標に向けて努力し、双方にとってメリットのある状況を作り出すよう要請する。

さらに、それぞれ最高レベルの行政当局を通じて協議を開始・推進して、政治の意思が確実に、ビジネス・貿易環境の具体的で測定可能な改善につながるよう計らうべきであると我々は考える。貿易・投資を阻む障壁を大胆に撤廃することを目指して、規制プロセスの調和、製品基準・認証の相互受け入れ、競争ルール、サービスと調達などを中心に、幅広い分野の問題にバランスの取れた、双方にとって利益のある方法で取り組むべきである。

現在までの取り組み

共通の経済制度環境の構築について、BRTの提言を踏まえ、政府レベルでも日EUの経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、真剣に検討をしてきている。特に、2009年日EU定期首脳協議共同宣言に沿って、日EU両経済の統合の強化に向け、関税分野のみならず、基準・規制の調和を含む非関税分野についても、日EU双方にとって利益のある方法で取り組むべく検討を重ねてきたところ。

今後の見通し

我が国としては、日EU両経済の統合の強化のため、困難な分野について日EU双方で努力して問題を解決しつつ、関税分野のみならず非関税分野も含む日EU双方の関心を踏まえた幅広い分野に及ぶ経済連携協定の可能性を検討していきたいと考えている。

2. 保護主義と戦うための WTO ドーハ開発アジェンダへの支持 (A-EJ-2)

BRT の提言

金融危機とその結果として起きた経済危機は世界各地で貿易の流れを直撃している。BRT としては、広がりつつある保護主義がさらに深まり経済危機を長引かせることを懸念している。例えば米国・中国・ロシア・ブラジルでの、保護主義を巧みに唱える論調や、非常に現実的な保護主義的施策はすでに、企業の貿易・投資戦略に冷水を浴びせるような効果をもたらしている。さらに、エネルギー集約的な製品の価格が低水準に下落し、国家による助成金支出が広がる中で、貿易保護政策が世界各地で増加することはほぼ間違いない。

こうした中で、WTO は国際市場の閉鎖を防ぎ、投資・市場アクセス・労働者の移動に新たに制限を導入する動きを防止するうえで極めて重要な役割を担い、先回りして動く必要がある。世界各地での保護主義的な施策や、貿易の妨げとなる新たな規制の導入の監視を率先して行っていることについて、WTO の功績は高く評価できる。WTO は今後も、自由貿易を擁護し、加盟国による保護主義的な施策を糾弾するという明確な目標を追求すべきである。さらに WTO は、加盟国が新たな施策を導入する場合にはその理由と、WTO 法規とそれら施策との整合性を全加盟国に向けて説明するよう加盟国に求めて、毅然とした態度を取るべきであろう。そうすることが、不利益をもたらす保護主義的傾向に対抗するための具体的な手段を提供することにつながり、保護主義的な施策が広がるリスクを緩和し、現体制に対する企業の信頼感を回復させることにもなる。また、貿易関連知的所有権 (TRIPS) のような WTO の主要原則を遵守しようとする意欲が多少なりとも衰退しているならば、WTO として、それに強く対抗することも不可欠である。我々は、日本政府と欧州委員会が WTO において共同でこの政策を提唱するよう求める。

ワーキング・パーティーは、WTO ドーハ開発アジェンダ (DDA) 交渉を強力に支持するものであり、日本政府と欧州委員会に対し、現行の手順に基づいて、今年末までに野心的な交渉を終結させるべく最大限の努力を発揮するよう今後も強く求めていく。しかし、大胆な目標を掲げて発足したドーハラウンドではあるが、追求する目標の大胆さのレベルを維持できずに決着することになるのではないかと我々は危惧する。それぞれのリーダーらに可能な限り野心的な取り決めに追求し続けるよう求める。

2008 年改訂草案に盛り込まれた非農産品市場アクセス (NAMA) 交渉の暫定的成果は、ゆくゆくは OECD 加盟諸国における関税率の低下をもたらす最終的には中国でも低下を実現するだろうが、ほかの新興国にも強力な関税削減に取り組むようもっと明確に働きかける必要がある。また特に中国は、10 年以上もある実施期間から利益を得ることもできるうえ、数多くの分野で強い競争力を持っているにもかかわらず高い平均関税率を維持している。それを考えれば、中国はいっその意欲を示すべきである。さらに、新興諸国がこの打開策で与えられたフレキシビリティをどのように利用するかも明らかでない。我々が輸出意欲を持つ関税ラインが、関税削減の対象から除外されてしまうリスクもある。最後になるが、新興諸国は部門ごとの具体的な協定に参加する十分な意欲を示していない。もっと強い取り組み姿勢を示してもらう必要がある。

現在までの取り組み

世界貿易機関 (WTO) は、その活動を加盟国によって主導され、2001 年以来続いている新たな規律の策定や自由化のためのドーハ開発アジェンダ交渉 (ドーハラウンド交渉) を継続すると

共に、世界的な金融・経済危機の中にあつて、他の国際機関と共に保護主義の抑止に努めている。

保護主義の抑止については、2008年のG20ワシントン・サミット以降、2009年もG20ロンドン・サミット、G8ラクイラ・サミット、G20ピッツバーグ・サミットをはじめとする首脳・閣僚レベル会合において、保護主義をけん制する強いメッセージを発出すると共に、WTOにおいては、要請に基づき、加盟国等の貿易関連措置についてWTO事務局がとりまとめて報告書を発出し、透明性を確保し、貿易制限的な措置の拡大抑止に努めた。

WTOドーハ・ラウンド交渉については、ラクイラでのG8+5首脳会合やG20ピッツバーグ・サミットにおいて、2010年の交渉妥結を首脳がコミット。閣僚レベルや事務レベルでの交渉を重ねている。

また、TRIPS等の各協定については、TRM(中国に対する経過的審査メカニズム)やTPR(貿易政策レビュー)等を通じた取組により、各国の協定遵守の確保に努力している。

NAMA 交渉については、スイス・フォーミュラによる全品目一律の関税削減に加えて、分野別関税撤廃の実現に向けて議論が進められている。日本政府としては、2005年に採択された香港閣僚宣言に基づき分野別関税撤廃への参加は自主的であることを前提としつつ、電気電子等の主要分野の関税撤廃成立に向け、新興国を含む各国への参加の働きかけを行っているところ。

今後の見通し

保護主義の抑止については引き続きWTOを中心とする監視体制の維持・強化に協力する。ドーハ・ラウンド交渉については、本ラウンドの恩恵に浴する新興途上国に更なる貢献を求める米国とそれを拒否する新興途上国との間で膠着状態にあるが、EUの新貿易担当委員とも協力し、昨年12月の第7回WTO閣僚会議議長総括にある2010年第1四半期中のストックテーキングの実施等により、着実に交渉を進めていく。

3. 新グローバルスタンダードの促進における国際基準の適用と協力強化(A-EJ-3)

(1) 国際製品基準及び相互承認

BRT の提言

ワーキング・パーティーは、可能な場合には国際製品基準を採用し、一方で、医療装置、建築資材、有機製品の分野において類似あるいは同等の製品規準で認定されている製品を互いに承認するよう両政府に強く求める。

現在までの取り組み

日本政府は、WTO/TBT協定発効を受け、国内の基準を国際標準に適合させることに努めるとともに、我が国の技術やノウハウの国際標準化に取り組んでいる。

医療装置、建築資材及び有機製品の各分野における現在までの取り組みについては、それぞれ5. (6)、5. (2)及び5. (3)のレポートを参照願いたい。

今後の見通し

医療装置、建築資材及び有機製品の各分野における今後の見通しについては、それぞれ5. (6)、5. (2)及び5. (3)のレポートを参照願いたい。

(2) 国際特許制度

BRT の提言

ワーキング・パーティーは、イノベーションを促進しコストを削減し法的確実性を高めるためのひとつの方法として国際的に特許制度を調和させること、特許制度を合理化することの重要性を認識している。日 EU の関係当局は、この取り組みを先導すべきである。

現在までの取り組み

日 EU 間の政府間会合において、特許制度の国際調和に向けて欧州に対して積極的な働きかけを行った。また、特許制度調和に関する先進国会合に参加した。さらに 2009 年 11 月には、日本特許庁がシンポジウムを主催し、米欧の特許庁及びユーザーと制度調和について議論を行い、その重要性を改めて確認した。

一方、制度面からの調和のみならず、実務面での相互理解の取組として、欧州における特許審査ハイウェイの拡大に努めており、欧州特許庁との特許審査ハイウェイの試行を 2010 年 1 月から開始することとなった。また、同じく 2010 年 1 月から、日米欧の特許庁間で、国際特許条約(PCT)に基づく特許審査ハイウェイを開始する予定である。

今後の見通し

ユーザーとの対話を継続する一方で、2010 年前半に開催予定の WIPO 特許法常設委員会、特許制度調和に関する先進国会合の作業部会において、議論を加速する。また、日 EU 間の政府間会合を通じ、制度調和の実現に向けて欧州内の意見を集約するように欧州に対して働きかける。

さらに、特許審査ハイウェイを通じて特許庁間の実務の比較研究を行い、実務面での相互理解の促進につなげるとともに、特許審査ハイウェイの利用向上に努める。

(3) 模造品・海賊版の取締り

BRT の提言

我々はまた、世界的な広がりを見せる模造品・海賊版の取締りを両国の関係当局が強化し、知的財産権(IPO)執行のための国際的に共通な法的枠組みを新たに構築すべく緊密に協力すべきだと考える。これに関連して我々は、現在行われている「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」交渉を支持しており、速やかな合意形成を目指して積極的にリーダーシップを取るよう両政府に強く要請する。

現在までの取り組み

我が国は、知的財産権の保護に関心の高い国とともに、本条約構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきた。2008年6月から、条文案をベースとした交渉を開始し、2009年は7月と11月に関係国会合を開催した。これらの関係国会合には、我が国及びEUをはじめ米国、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、ニュージーランド、モロッコが参加している。

今後の見通し

我が国は関係国との交渉において、引き続き方針や見解を迅速かつ明確に示し、議論をリードすることにより交渉の推進に積極的役割を果たすとともに、本条約の2010年の可能な限り早期の実現に向けた取組を加速化していく。

(4) エネルギー保全とラベル表示に関する制度の調和

BRT の提言

問題の性質、実業界・社会全体にとっての重要性を考えると、両政府はエネルギー保全と、これに関連したラベル表示に関する制度の調和に取り組むべきである。

現在までの取り組み

我が国は、省エネ法に基づき、家電製品や自動車等の23機器を対象にトップランナー方式による省エネ基準を定め、対象機器の拡大や目標基準値の見直しを行っている。

また、そのうち16機器を対象に省エネルギーラベリング制度を導入しており、製造事業者等にラベル表示の実施を求めている。更に、テレビ、エアコン、冷蔵庫、電気便座を対象に、小売事業者によるラベル制度として基準達成率を多段階評価により表示する統一省エネラベルの運用を開始し、評価の見直しや対象機器の拡大も検討しているところ。

OA機器に関して、日本、EUを含めた7つの国・地域で実施されている「国際エネルギースタープログラム」において、国際的な整合性を図っている。

今後の見通し

省エネ基準の対象機器の拡大及び目標基準値の見直しとともに、ラベル制度及び統一省エネラベルについても対象機器の拡大等、引き続き実施していく。また、「国際エネルギースタープログラム」の対象機器の拡大等を検討していく。

国際的にも、IEA、ISO等を通じて測定方法等の統一化の議論に参加するとともに、トップランナー制度についても、国際会議等において積極的にその有効性等を含め紹介をしていくこととしている。

(5) AEO

BRT の提言

日・EU政府は、規制における協力を導入し、ある事業者がひとたびAEO(Authorized Economic Operator)としての認定を日本で受ければ、同事業者の地位はEUでも追加書類手続きなしに認定され、EUで認定を取得した事業者の日本で処遇についても同様とすべきである。

現在までの取り組み

我が国又は EU において、セキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されていると認定された AEO 事業者が、日 EU 間の貿易手続において、具体的なベネフィットを受けられるよう EU と AEO 相互承認の協議を進めている。日 EU の合同実地検証等を通じ、双方の AEO 制度が同等であることを確認したことを踏まえ、昨年 9 月の日 EC 税関協力合同委員会において、AEO 相互承認について、2010 年の早期に合意することを確認した。現在、EU と AEO 相互承認の内容等について、協議を継続中である。

今後の見通し

引き続き、国際貿易セキュリティ確保と貿易の円滑化の観点から、日 EU の AEO 事業者が具体的なベネフィットを受けることができるよう、2010 年の早期の合意を目指し AEO 相互承認の内容について EU と協議を進める。

4. 事業展開の支援(A-EJ-4)

(1) 社会保障保険料(保険料の二重払いをなくす)

BRT の提言

日本とEU加盟国は、社会保障協定のネットワークの拡大に向けて、さらなる努力を行うべきである。また、暫定措置として、受入国による年金掛け金の免除、あるいは帰国時に年金掛け金の全額払い戻しを実施すべきである。

現在までの取り組み

- (a) 我が国はEU諸国との間で社会保障協定締結の努力を鋭意行っており、既に独、英国、ベルギー、仏、オランダ、チェコと協定を締結し、スペイン、イタリア、アイルランドとは署名済みである。更に、現在、ハンガリー、スウェーデン、ルクセンブルクとの間で社会保障協定締結に向けた政府間交渉又は当局間の情報・意見交換を進めているところである。
- (b) 暫定措置については、我が国の年金制度においては、短期滞在の外国人が帰国する場合に、外国人本人が負担した保険料の額などを考慮した額を「脱退一時金」として支給する仕組みを既に設けている。

今後の見通し

社会保障協定締結に当たっては、相手国の社会保障制度における社会保険料の負担の規模、在留邦人及び進出日系企業等の状況、経済界からの具体的要望の多寡、二国間関係及び我が国と相手国の社会保障制度の相違等の諸点を総合的に考慮しながら、優先度の高い国から順次社会保障協定締結交渉開始に向けた情報交換を引き続き進めていく所存である。

(2) 企業内転勤者 (ICT) の円滑・迅速な移動

BRT の提言

- 1) 日本、EU の関係当局は、ICT の移動の幅広い自由化を実現すべきである。自由化は、以下の制度により達成可能と考えられる。
 - ・ 海外赴任者を送り出す本社と受入国の間で交わす枠組み協定で、赴任者の最大数を規定する。合意された上限の範囲で、本社は個別の就労許可を追加取得することなく自由に ICT をその国に送ることができる。
 - ・ 本社がそのような協定を、子会社・支社が業務を行っている加盟数カ国との間で結べば、これらの国々の間での ICT の移動は、合計人数に関する合意が守られている限り、新たな就労許可を得る必要なく行える。
- 2) 日本政府は、ビザを保有する外国人に対して追加的に再入国申請を義務付ける制度を廃止し、ビザが発給された時点で、自由な出国や再入国が自動的に認められるような制度に改めるべきである。我々は、日本で入国管理法の見直しが始まっている事実を歓迎すると同時に、改正が国会を通り次第、速やかに実施するよう日本政府に強く求める。

現在までの取り組み

日本国政府は、外国人の公正な在留の管理に資することとなる新たな在留管理制度の導入を目的として出入国管理及び難民認定法を 2009 年 7 月に改正した(公布の日(2009 年 7 月 15 日)から 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)。

改正法は、適法に在留する外国人の利便性を向上させる措置として、旅券及び新たな在留管理制度のもとで交付される在留カードを所持し、適法に在留する外国人については、原則として再入国の許可を受けることなく出国後 1 年以内の再入国を可能とする規定を含む。

今後の見通し

再入国許可制度の見直し規定を含む新たな在留管理制度の導入を目的とした改正出入国管理及び難民認定法の施行に向けた準備を引き続き行うこととしている。

(3) 個人情報保護制度

BRT の提言

個々の企業にとって個人情報保護の究極の目的は信頼性と費用効率の高い個人情報保護システムを企業グループのレベルで導入・実施し、グループ内部では国境を超えた自由な情報の流れを確保することである、と我々は考える。これを実現するため、各国による法規制はそのようなシステムを推進するものであるべきで、まちまちな要件を課して妨げとなるような法規制であってはならない。

日 EU 間でそのようなビジネス環境を実現するため、日本政府は、EU の個人情報保護指令 Directive 95/46/EC 第 25(6) 条に基づいて個人情報保護の十分なレベルを確定する手順に着手するよう欧州委員会に要請すべきである。

この手順と並行して、企業が信頼性と費用効率の高い個人情報保護システムを企業グループのレベルで導入・実施し、グループ内部では国境を超えた自由な情報の流れが確保できるような国際的枠組みの構築に向けて、日本と EU の政府は対話を開始すべきである。

現在までの取り組み

日本においては、「個人情報の保護に関する法律」が 2003 年 5 月に成立し、2005 年 4 月に全面施行された。個人情報取扱事業者の義務に関する規定は、日本の実情に照らして、1980 年の OECD ガイドラインにおける 8 原則を具体化したものである。同法に基づく執行権限は、事業分野ごとに当該分野を所管する大臣に委ねられているが、各大臣が個別に定めるガイドラインに基づききめ細かな法の解釈、運用及び適正な執行が行われている。現在までのところ、OECD、APEC、EU 等様々な場で進められている国際的な取組を踏まえて、個人情報保護の取組を推進してきたところであり、2008 年 4 月、国際的な取組への対応や消費者の権利利益の一層の保護などを含む個人情報の保護に関する基本方針の一部変更を行った。また、事業分野ごとのガイドラインについても、新規の制定や必要な改正を順次行ってきたところであり、これらの取組を通じて、個人情報の保護が効果的に図られている。

今後の見通し

引き続き、各主体において、同法律及び変更された個人情報の保護に関する基本方針（平成 20 年 4 月 25 日一部変更）、各省庁のガイドライン等に基づく取組が行われ、法の実効性が担保されることにより、国際的にも十分なレベルの保護が引き続き確保されるものと考えている。また、2007 年「プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関する OECD 勧告」に基づき、国際的な協調を図っていくこととし、引き続き、国際的に見て、十分なレベルの保護を確保していくための個人情報保護の取組を推進していく。

さらに、EU の個人情報保護指令 Directive 95/46/EC 第 26 条に基づいて、十分なレベルを有しない第三国への個人情報の移転が許される例外として認められている拘束的企業ルール、及び、2009 年にスペインで開催されたデータ・プライバシー・コミッショナー会議国際で示された国際標準草案の内容について今後検討を行う予定である。

5. 国際基準の認識と適用(A-J-1)

(1) 食品添加物

BRT の提言

厚生労働省は 2002 年 12 月、同省の文言を引用すれば「国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている未指定添加物」のリストを提出した。リストにある 46 品目の「指定に向けた具体的な検討作業を行う添加物」のうち、5 年半でまだ約半分しか認可されていない。日本政府は、リスト上の残りの食品添加物を直ちに認可し、引き続き、EU の当局との綿密な協議を踏まえて、公的に安全性が確認され、かつ汎用されている添加物の新たなリストを作成し、これらが可能な限り早期に、遅くとも 2009 年末までには認可されるよう努力すべきである。

現在までの取り組み

我が国においては、食品添加物は、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が人の健康を損なうおそれがないものと定める場合を除いては、使用等が禁止されている。また、厚生労働大臣が新たに食品添加物としての使用を認める場合には、食品安全基本法に基づき食品安全委員会の意見を聴くことが義務づけられている。このような取扱いには EU においても同様であると理解している。

国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物 45 品目（指定添加物と同等とされた 1 品目を除く。）については、EU からの指摘品目も含め、国が主導的に指定等を進めている。これまでに食品添加物 36 品目について既に食品安全委員会に意見を求めたところであり、このうち 29 品目について食品健康影響評価が終了し、残りの 7 品目について補足資料の提出依頼がなされている。

また、食品健康影響評価が終了したもののうち、26 品目については、薬事・食品衛生審議会における検討も終了し、我が国で食品添加物として指定され、使用が認められた。

今後の見通し

厚生労働省としては、今後もこれらの食品添加物の指定に向けて必要な資料の整備及び検討を行い、食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼及び薬事・食品衛生審議会における審議を進めることとしている。

また、食品安全委員会における食品健康影響評価が終了しているが、まだ食品添加物として指定されていない 3 品目については、省令等の改正など、必要な手続きを経た上で指定を行う予定である。

現在、国が主体となって指定等の検討を進めている 46 品目については、2002 年当時、① JECFA で国際的に安全性が確認され、かつ、② 米国及び EU 諸国等で汎用されている食品添加物に該当し、国際的に汎用されている品目として、EU を含めた諸外国の意見も聴取してリスト化したものであり、これらの品目の指定により、国際的に必要性が高い品目はほぼカバーできているものと考えている。上記①及び②の要件に該当しない、すなわち、2002 年以降に JECFA での評価を受けたもの、又は 2002 年以降に EU 又は米国等で新たに使用が認められたものについては、EU、米国等での取扱いと同様、事業者等からの要請に基づいて指定の手続きを進めることとする。

(2) 建設用製品

BRT の提言

日本政府は、EUの関係当局と協力して、すべての建築資材について日本農林規格(JAS規格)／日本工業規格(JIS規格)とEN規格を全て相互承認する方向で努力すべきである。また、JAS/JISの認定を求める外国検査機関の認定手続きを効率化すべきである。JAS/JISの中にISOへの参照を入れるだけでは、プロセスの効率化に大して役立っていない。

現在までの取り組み

JAS／JIS制度では、外国の機関であっても、必要な書類審査及び現地審査を経ることにより、登録外国認定機関(JAS)／外国登録認証機関(JIS)として登録を受けることが可能となっている。

また、登録に当たっては、国際的にも認められている基準であるISO／IECガイド65を登録基準に採用しており、特に複雑な登録要件を課しているものではないと考えている。

今後の見通し

必要に応じて関係機関への説明等を行いながら、引き続き適切な制度運用に努めていく所存。

(3)有機製品

BRT の提言

2006年4月の改正有機JAS法の施行に伴い、有機農産物・加工食品の認証と表示に関するEU・日本間の相互承認協定が効力を失った。日本政府は、有機食品の表示の相互承認を達成すべく、EUの関係当局と協力すべきである。

現在までの取り組み

これまで相互承認協定が結ばれていたことはない。

なお、我が国は、2000年11月にEUからの要請書を受け付け、2001年3月にはEU有機食品認証統一基準を有機農産物の日本農林規格(有機JAS規格)と同等と認めた。他方、EUは、2002年1月に我が国の要請書を受理したが、現在までのところ、同等性を承認していない。

ここ一年間では、2009年6月に欧州委員会が行った我が国についての現地調査の報告書案が9月に我が国へ送付され、10月に我が国がコメントを提出し、11月には報告書及び承認手続きに必要な書類についての日・EU間での調整が終了しており、現在はEU内での手続きを待っているところである。

今後の見通し

欧州委員会が同等性審査手続を迅速に行い、第12回BRT本会合までに有機JAS規格の同等性が承認されるよう要請する。

(4)ラベル表示に関する制度

BRT の提言

家庭用品品質表示法とそれに付随する自主基準である「表示規定」により、日本で販売する家庭用品の表示のあり方は、極度に細かく規定されている。日本政府は、規定の解釈に関する通達を発して、小売業者が日本の消費者に対して、製品の質と安全性に対する全責任を負いつつもグローバルに調達する製品を提供するためのフレキシブルな選択肢を与えるべきである。

現在までの取り組み

家庭用品品質表示法で定められている表示規程は、現在、繊維製品、電気機械器具、合成樹脂製品、雑貨工業品のカテゴリ別に計 90 品目が指定され、消費者に有益な情報提供である最低限の表示事項とその遵守事項を定めたものである。平成 9 年には一律的な表示方法を見直し、文字フォントや取扱い上の注意の表現方法などの弾力化を行った。また、平成 21 年には、海外事業者も含めた事業者への家庭用品品質表示法の理解の増進を図るため、英語版ハンドブック等を作成し、HP への掲載を通じて情報提供を行っている。

今後の見通し

消費者保護の重要性の高まりを背景として、家庭用品品質表示法で定める表示の重要性が高まっている。このため、表示対象商品、表示内容について必要に応じ見直しを行う。また、引き続き、HP 等を活用し家庭用品品質表示法の海外事業者も含めた事業者への理解増進を図る。

(5)化粧品

BRTの提言

日本政府は、欧米で汎用されている原料や最近承認された原料の迅速な認可を可能にする仕組みを確立すべきである。

現在までの取り組み

化粧品原料のうち、防腐剤及び紫外線吸収剤については、ポジティブリスト方式により規制を行っている。これらについて新規収載要請があれば、審査の上、随時、リストに追加することとしている。最近1年間に1成分の追加を行っている。化粧品原料のうち、防腐剤及び紫外線吸収剤以外については、ネガティブリスト方式の規制であり、企業責任で安全性を担保することにより、新規物質等の使用が可能である。

なお、EUで化粧品とされているものの一部は医薬部外品として規制されるが、医薬部外品については、個々に審査するものであるため、新規物質の使用についても科学的なデータを添付した上で申請することが可能である。最近1年間において、医薬部外品として2品目の新規成分を認めることとしたところである。

参考：(1)化粧品基準ポジティブリストへの追加(防腐剤)：①ピロクトンオラミン(H21.3.31)

(2)医薬部外品の新規成分：①トラネキサム酸セチル塩酸塩(薬用化粧品)

②ジノテフラン(ゴキブリ駆除剤)

今後の見通し

今後とも、科学的なデータを添付した要請又は申請に基づき適正に審査した上で、リストへの追加、医薬部外品としての承認を行うこととしている。

参考：化粧品基準ネガティブリストへの追加：①タイソウエキス(H22.1月末告示予定)

(6) 医療機器

BRT の提言

日本政府は、医療機器分野の規制プロセスを簡素化しEUの規制プロセスとの整合化を図る努力を強化すべきである。特に、安全性と性能の基本原則、販売許可、臨床試験、製造施設の現場監査に関する規制慣行・基準の相互受入れを促進すべきである。

現在までの取り組み

1992年以降、日・EU・米・豪・加の規制当局及び産業界から構成される GHTF (Global Harmonization Task Force) において医療機器分野の規制の整合化について議論が行われている。我が国は平成17年施行の改正薬事法において、基本要件、クラス分類などの国際統合した規制を導入したところ。また、承認基準、認証基準、品質管理システムの基準などの策定に当たっては国際基準である ISO、IEC の基準を基本的に受け入れている。

従来より、臨床試験が行われた国又は地域の薬事規制で医療機器の臨床試験の実施基準が定められており、その基準が我が国の医療機器 GCP と同等以上のものであって、当該基準に従って実施された臨床試験及びそれと同等と考えられる臨床試験については、その臨床試験成績を承認申請資料として利用できることとしている。

今後の見通し

GHTF などの医療機器規制の国際統合化の議論を行う場において今後とも適切に対応していきたい。

個別の品目の承認申請について事前に独立行政法人医薬品医療機器総合機構において相談を受け付けているので活用して欲しい。

6. 規制の透明性と合理性の向上 (A-J-2)

BRT の提言

日本政府は、外国企業と国内企業の日本での事業活動を促進するため、新たな規制の策定その他において、あらゆる規制分野における透明性と一貫性を高め、規制当局の説明責任を強化すべく、取り組みを活発化すべきである。日本政府は以下の項目を実現すべきである。

- (1) 現行のパブリックコメントに関する実施要件の遵守を徹底、監視することにより、全ての内閣提出法案、規制、ガイドライン、行政指導指針の案についてパブリックコメントが実施されるようにする。
- (2) 国会審議のための法案提出に先立ち、法案の要旨ではなく全文がパブリックコメントに付されるようにする。
- (3) 提出された意見について検討する時間を当局に与えるため、パブリックコメントの実施期間終了後、最終的な法律、規制、ガイドライン、行政指導指針の提出または公表までに 30 日間の猶予期間を設けるようにする。

現在までの取り組み

総務省は、2009 年 12 月の施行状況調査結果の公表に際し、パブリックコメントの実施に当たっての今後の留意点について各省庁に通知を行った。その中においては、特に意見考慮期間について、意見提出期間終了直後に命令等を制定するなど、提出意見を十分に考慮していることにつき一般から疑念を持たれることになりかねない事例が一部に見られたことから、行政手続法 42 条に規定されている意見考慮義務の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるよう各省庁に対し求めている。

なお、法律案は、全国民を代表する議員で組織される国会が審議すべきものであり、意見公募手続の義務付け対象とはなっていない。

今後の見通し

来年度以降も引き続き意見公募手続の施行状況の調査・公表を行い、必要な場合には、各行政機関に対し改善を促していく。

7. 人間と動物のヘルスケアの分野におけるより効率的な製品認定システムの構築(A-J-3)

(1) 医療機器の認証プロセス

BRT の提言

日本は、革新的な新製品を人間と動物のヘルスケアの国内市場に導入するのにかかる時間とコストを削減し、日本の規制をグローバルスタンダードに近づける必要がある。日本政府は、特に以下の措置を講じることによって、より効率的な製品承認プロセスを確立すべきである。

医療機器の認証プロセスを短縮すること。すなわち、外国臨床試験データの受け入れを進め、「医療機器の臨床試験の実施の基準(Good Clinical Practice: GCP)」と「医療機器の製造管理及び品質管理の基準(Quality Management System: QMS)」の要件と国際基準との整合化を図る。同時に我々は、両政府がISO 14155:2003(及びその後続修正基準)と日本のGCPは、すべての医療機器臨床試験について、基本的に双方が受け入れ可能な基準であることを公式に認め、また、日本の責任当局(PMDAまたは第三者試験機関)及びEUの公認機関が実施したQMS審査は両市場における製造販売承認申請に際して、品質管理基準を満たしていることの証明として一般に十分であることを公式に認めるよう提言する。

現在までの取り組み

- ・外国臨床試験データの受け入れについては、従来より、臨床試験が行われた国又は地域の薬事規制で医療機器の臨床試験の実施基準が定められており、その基準が我が国の医療機器GCPと同等以上のものであって、当該基準に従って実施された臨床試験及びそれと同等と考えられる臨床試験については、その臨床試験成績を承認申請資料として利用できることとしている。
- ・日本の薬事法に基づくQMS省令については、国際基準であるISO13485を導入しているところである。また日本の調査権者間において、調査結果の利用可能な情報の活用に努めるように、示した事務連絡を発出したところであり、QMS調査の更なる合理化に努めているところ。
- ・GCPの運用に関しては各種通知、Q&Aにより明確化を図っている。「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」に基づいて、GCPの運用改善の検討を進め、治験審査委員会、治験届、治験機器の交付等に関し、2009年4月に省令等の改正を行った。

今後の見通し

- ・医療機器の審査の迅速化については、2008年12月に「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」を策定し、関係業界の協力を得て、着実な実施に取り組んでいるところである。
- ・海外臨床試験データの活用については、個別の品目の承認申請について事前に独立行政法人医薬品医療機器総合機構において相談を受け付けているので活用して欲しい。
- ・医療機器規制の国際統合化については、日本とEUだけでなく、米国等も含めて議論する必要があるため、GCPやQMS等の医療機器規制については、国際的な取り組みであるGHTFにおける活動等を通じて、国際的な整合性を図るべきである。

(2) GCP 及び医薬品医療機器総合機構(PMDA)

BRT の提言

日本のGCPと医薬品規制調和国際会議(ICH)で定められたGCPの間の相違を解消する。相談業務と承認審査を担当する医薬品医療機器総合機構(PMDA)の職員の数と質を向上させる。

現在までの取り組み

GCPについては、2007年9月の「治験のあり方に関する検討会報告書」を受け、10月に必須文書の整理合理化を通知するとともに、2008年2月に治験審査委員会、治験届、治験副作用等に関するGCP省令等の治験関係省令等の改正を行い、ICH-GCPとの整合を図っており、日本のGCPは基本的にICH-GCPと整合していると考えている。

PMDAの職員数については、2007年度からの3か年で審査部門の人員を236名増員する計画であり、2007年4月の206人が2009年4月で346人と2年間で140人を増員したところである。

また、審査員の育成については、業務等の目標に応じた系統的な研修を実施しているほか、国内外の学会等へ積極的な参加を促進しているところである。

今後の見通し

必要な分野の人材を公募するなど、PMDAの増員について引き続き努力していく。

(3) 動物用医薬品の製品承認プロセス

BRT の提言

1年という標準的な行政審査期間を順守することにより、動物用医薬品の製品承認プロセスを改善する。これは、行政手続を効率化、迅速化し、科学的に根拠のない不必要な要件を撤廃することにより達成可能と考えられる。

現在までの取り組み

承認審査を迅速化するため、動物用医薬品の承認審査に必要な試験資料の収集方法についての国際的な調和(VICH :International Cooperation on Harmonization of Technical Requirements for Registration of Veterinary Medicinal Products)への取り組みを通して承認申請資料に使用する試験の不要な繰り返しを削減。

今後の見通し

日本は VICH に関する上記の取り組みを継続する。更に承認審査の時間を短縮するため、承認申請資料概要書のガイドラインを作成して申請者に対する指導を強化することにより概要書の質の向上を図ることとしている。概要書の充実と並行して、一部資料(英文資料の邦訳資料)の提出免除を検討中。

8. サービス分野における自由で開かれた競争の確保(A-J-4)

(1) 金融グループの業務統合

BRT の提言

我々は、日本のサービス市場において開かれた競争が欠如しているという問題に日本政府が対処することを強く要請する。政府は、特に以下の措置を講じるべきである。

金融グループの業務統合に対する障害を取り除くこと。特に、開始したファイアーウォール規制改正を十分に遂行して、金融グループが諸外国における場合と同様に日本国内の組織を編成できるようにすべきである。

現在までの取り組み

平成 20 年 6 月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」及び関連する政令・内閣府令等において、金融機関及び金融グループに対して利益相反管理体制の整備を義務付け、グループ銀行等の優越的地位を濫用した勧誘を禁止した上で、金融グループ内における役職員の兼職規制を撤廃し、グループ内での顧客に関する非公開情報の共有制限を緩和することとし、平成 21 年 6 月 1 日に施行された。

また、金融商品取引業者等向け、主要行等向け、中小・地域金融機関向け、保険会社向け等の各監督指針においても、ファイアーウォール規制に関する監督上の留意点等を定めるための改正を行い、同日より適用している。

今後の見通し

金融庁は、各金融機関が主体性をもって、利用者利便の向上及び利益相反管理体制等の確立に向けて取り組んでいるか、検証していく。

(2) 日本郵政公社の民営化・共済

BRT の提言

公平な競争条件を確保できるように日本郵政公社の民営化を遂行すること。簡保事業については、資本・ソルベンシーマージン・課税・保険契約者保護資金に関して、他の民間保険会社と同じ要件を課すべきである。既存の支配的地位を利用して内部相互補助を行うことを阻止するため、競争保護を目的とした措置を確立する必要がある、それまでは拡大を制限すべきである。同様に、共済保険事業についても民間保険会社と同じ要件を課すべきである。

現在までの取り組み

郵政民営化については、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府において「郵政改革の基本方針」(平成 21 年 10 月 20 日閣議決定)に基づき、その見直しを検討しているところ。

協同組合による共済は、一定の地域や職域でつながる者による助け合いの組織であって、組合員自ら出資し、その事業を利用し合うという制度であり、広汎な組合員間の相互扶助活動(共同事業、貸付事業、福利厚生等)の一環として行われるものである。このため、このような組織の特徴を踏まえた独自の規制が必要であり、これらの共済事業はそれぞれの所管官庁の監督の下、法律の範囲内で運営されている。よって、民間保険会社と同様に、共済事業者を保険業法の適用下に置くことは適当ではない。

今後の見通し

政府は、今後とも「郵政改革の基本方針」に基づき検討を進め、その具体的な内容をまとめた法案を国会に提出して、その確実な成立を図ることとしている。

(3) 金融商品取引法の開示規則

BRT の提言

現在日本の国会で審議されている金融商品取引法の開示規則の改正案を実施するに際して、欧州各国政府を含め主要国の政府または政府機関が発行した証券、及び適切な開示要件を課している欧州証券取引場に上場している証券を除外すること。

現在までの取り組み

既発行有価証券の売付け勧誘等について、有価証券の性質及び投資者の属性に応じ、法定開示、簡易な情報提供、開示免除とする3種類の開示規制を整備した。

このうち、法定開示が不要となる外国証券(外国国債、外国上場株券等)売出しの要件として、インターネット等により容易に価格及び発行者情報が取得できること及び金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所に上場されていること又は外国において継続して売買が行われていることを規定するとともに、その際に提供又は公表される外国証券情報の内容及び提供方法を規定した。

また、上記の外国証券売出しが可能となる外国証券のうち、国内に十分な流通市場がある外国国債、外国地方債、外国特殊法人債は、外国証券情報の提供も不要となることを規定した。上記の開示規制の整備は、2010年4月1日から施行される。

今後の見通し

外国証券売出しの要件のうち、外国上場株券等が上場していることが必要となる外国の金融商品取引所について、2010年4月1日までに、金融庁長官が指定(告示)する予定である。

9. 外国直接投資の促進(A-J-5)

(1) 日本企業と外国企業の合併・再編によって生じるキャピタルゲインに対する課税猶予

BRT の提言

日本政府は、世界経済への日本企業のさらなる参加と日本経済への外国企業のさらなる参加を通じて、成長を促進すべきである。この目的を達成するため、また純粋な日本企業同士による株式交換に適用されている取扱いに合わせて、日本企業と外国企業の合併・再編によって生じるキャピタルゲインに対する課税猶予を認めるべきである。

現在までの取り組み

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

(2) 会社法第 821 条の見直し

BRT の提言

日本政府はまた、外国企業にとって根本的な重要性を持つ規則が事前の通知と協議を伴わずに変更されることのないようにすべきである。これに関連して我々は、日本政府に対して、日本において支店形態で事業を行う外国会社に関する法的確実性を確保するため、会社法第 821 条の見直しを含めたあらゆる手段を講じるよう要請する。

現在までの取り組み

擬似外国会社に関する会社法第 821 条は、旧商法から存在した擬似外国会社に関する規律の内容を外国会社にとって有利なものとしたものであり、従前から擬似外国会社に関する規律は存在した(旧商法第 482 条)。したがって、会社法第 821 条によって擬似外国会社についての規制が強化されたかのような指摘は失当である。

もともと、日本政府は、会社法第 821 条については、参議院法務委員会の会社法案に係る附帯決議に沿って、その影響を注視してきたところであるが、現段階では、会社法第 821 条により不利益を被ったという具体的な事例に関する苦情申立て等は一切受けておらず、特に見直しを行う予定はない。

今後の見通し

以上のとおり、現段階では、会社法第 821 条により不利益を被ったという具体的な事例に関する苦情申立て等は一切受けておらず、特に見直しを行う予定はない。

10. 民間航空機開発と生産における日 EU の協力促進(A-J-6)

(1)大型民間航空機の調達

BRT の提言

歴史的な諸事情で作られた慣行により、大型民間航空機(座席数100以上)調達の分野では市場メカニズムが歪められている。その結果、日本の航空会社各社の調達先はほぼ一納入業者に限られている。

現在までの取り組み

航空会社における航空機の購入決定は、各企業の経営判断によるものであり、政府は関与する立場にない。

今後の見通し

政府の立場は前述のとおりであり、今後も航空会社の航空機の購入に関して、政府として航空会社に対して具体的な働きかけを行うことはない。航空機メーカーにおいて航空会社に対してしっかりと営業活動を行うべきである。

(2) 民間航空機開発における日欧協力

BRT の提言

日本政府は現在、民間航空機開発の分野で日米の製造業者の協力を支援しているが、それと似た支援を日欧協力プログラムにも提供することで、公正な競争を促進すべきである。欧州企業は日本の製造業者にとってメリットのある技術・ノウハウ・生産管理手法を提供すると同時に日本の製造業者の強みを利用することができ、日本、EU双方の利益につながる。

現在までの取り組み

- (1) 2005年6月、(社)日本航空宇宙工業会(SJAC)とフランス航空宇宙工業会(GIFAS)は、超音速旅客機(SST)に関する共同研究の実施について合意。2008年7月には、3年間の期間延長に合意。日本側は、(財)日本航空機開発協会(JADC)、超音速輸送機用推進システム技術研究組合(ESPR)、(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)、仏側は、EADS、スネクマ社、フランス航空宇宙研究所(ONERA)が参画。
- (2) 2006年7月、経済産業省の材料関連基盤技術開発において中心的な役割を果たしている(財)次世代金属・複合材料研究開発協会(RIMCOF)とエアバス社は、航空機の構造健全性診断技術(SHM: Structural Health Monitoring)の共同研究について合意し、2010年までの計画で、技術の実用化に向けた試験を実施中。
- (3) 2008年12月、我が国の革新技術が航空機に使われることを促進するため、革新技術を有する企業等とエアバスとの間で、航空機革新技術ワークショップを開催。その後、日本企業とエアバスとの間で、具体的な将来の協力に向けて個別協議を進めている。
- (4) 2009年11月17日、航空宇宙産業分野における日欧間の研究・技術協力を促進するためのワークショップを開催。
- (5) (財)日本航空機エンジン開発協会(JAEC)、ロールス・ロイス社、独MTU社等が共同でIAE(International Aero Engines)を設立し、航空機用エンジンV2500を共同開発、生産。また、ロールス・ロイス社の航空機用エンジンTrent1000プロジェクトにも我が国企業が参加し、共同開発を行っている。
- (6) エアバス社の超大型航空機A380の開発について、21社の日本企業が参画。

今後の見通し

近年、我が国企業と欧州企業の協力が着実に進展していることは歓迎すべきことであり、そのような協力が今後更に発展することを期待。日本政府としても、引き続き我が国航空機産業と欧州を含めた諸外国の航空機産業との連携を支援してまいりたい。

(3) 政府公用大型航空機の購入

BRT の提言

日本政府は、異なる納入業者から政府公用大型航空機を購入することで、複数の航空機製造業者を調達先として持つことの利点の好例を民間部門に示すべきである。

現在までの取り組み

「政府公用大型航空機」が、いわゆる「政府専用機」を指すとすれば、現在我が国が保有する政府専用機(B-747-400型機)は、航続性能、輸送能力、支援体制等、多角的に検討を行った結果、1987年に購入し、1991年に受領したものである。

なお、現在日本政府が保有している、外国の賓客等の輸送に使用するための要人輸送ヘリコプターについては、欧州の企業から購入している。

今後の見通し

日本政府としては、特定の国又は地域から政府専用機を購入するとの原則は有していない。他方、日本政府としては、現在新たに「政府公用大型航空機」を購入する予定はなく、厳しい財政事情等にも鑑み、現有の政府専用機を最大限有効に活用していきたいと考えている。

ワーキング・パーティーB: ライフサイエンス&バイオテクノロジー

11. バイオテクノロジー関連研究開発(B-EJ-1)

BRT の提言

両政府の改訂版 BT 戦略(2007 年 EU、2008 年日本が改訂)に従って、バイオテクノロジー関連研究開発の重点的な推進を引き続き行うこと。

現在までの取り組み

2008 年 12 月に、科学技術政策担当大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣・経済産業大臣・環境大臣と有識者で構成する「BT戦略推進官民会議」において、バイオテクノロジーの成果を国民生活の質の向上や産業競争力の強化につなげていく戦略となる「ドリームBTジャパン」を策定した。この中で、「バイオテクノロジー関連の革新的な技術の研究開発を促進する」ことなど、11 項目が強化項目として挙げられており、現在、官民一体となって推進しているところである。

今後の見通し

今後も「ドリームBTジャパン」に挙げられた戦略に沿って、バイオテクノロジーの強化方策を推進する。

12. ライフサイエンス／バイオテクノロジーの国民理解促進(B-EJ-2)

BRT の提言

LS&BT の国民理解推進のために予算を大幅に増加すること。
政府の強力な主導により、早急に「国の LS&BT 理解推進計画」を策定し、産業やアカデミアとの協力のもとバイオテクノロジーに関する国民理解を加速させ、効率的に推進すべきである。とりわけ、食料危機、環境破壊、地球温暖化など地球の持続性に関する広範な問題への貢献についての理解を促進する。

現在までの取り組み

2008 年 12 月に「BT戦略推進官民会議」において、バイオテクノロジー推進戦略として策定した「ドリームBTジャパン」の中で、バイオテクノロジーに関する国民理解を推進することが、強化項目の 1 つとして挙げられた。これを受け、2009 年 6 月に「国民理解推進作業部会」を開催し、バイオテクノロジーの理解推進に関する関係各府省の取組に関して報告し、国民の理解推進に努めているところである。

今後の見通し

今後も「ドリームBTジャパン」に挙げられた戦略に沿って、バイオテクノロジーに関する国民理解を推進する。

13. 健康バイオテクノロジー(B-J-3)

BRTの提言

日本の薬価制度は、たとえ特許有効期限内にあっても継続的に薬価が引き下げられるシステムであることから、研究開発投資コストを回収する期間が長期化し、日本における新薬開発の優先度を低下させている。BRTメンバーは、現在、中央社会保険医療協議会で審議されている、日本におけるより魅力的で国際的に競争力のある新薬価制度(産業からの提言)の実現を強く支援する。

現在までの取り組み

平成22年度薬価制度改革において、喫緊の課題となっている適応外薬等の問題の解消を促進させるとともに、革新的な新薬の創出を加速させることを目的に、後発医薬品が上市されていない新薬のうち、値引率の小さいものに一定率までの加算を行う「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」を試行的に導入することとしたところである。本加算は製薬業界が強く要望していた薬価維持特例に相当するものである。

今後の見通し

平成22年度限りの措置として試行的に導入したものであることから、その財政影響や適応外薬等の開発・上市状況、後発医薬品の使用状況などを検証した上で、次々期薬価制度改革時に、引き続き実施するかどうかについて判断することとしている。

14. 植物バイオテクノロジー(B-EJ-6)

BRT の提言

BRTはEUと日本政府に対し、植物バイオテクノロジー研究の予算を増加し、国際的な共同開発を拡大して、先進国や発展途上国にとって役立つ新しい有益な性質をもつ植物の開発を進めることを要望する。

現在までの取り組み

農林水産省では、2008年4月より5年間の計画で、イネゲノムの解読、重要遺伝子機能の解明等これまでのイネゲノム研究の成果を活用し、国内外の食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する作物の作出に着手している。具体的には、DNA マーカー育種や遺伝子組換え技術を用いて、病虫害抵抗性や低温、乾燥、塩ストレスといった非生物学的ストレスに耐性を示すイネの開発に取り組んでいる。特に非生物学的ストレスに関しては乾燥耐性等を付与する DREB 遺伝子を導入したイネやコムギ等を国際研究機関(IRRI、CIAT、CYMMIT)と共同開発している。また、イネで収量性、登熟性、草丈・草型を支配する遺伝子・領域を特定し、その成果を育種に活用して農作物の収量や品質を向上させる研究開発も行っている。

今後の見通し

2008年4月に立案した計画に則り、国内外の食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する作物の作出に向けて研究開発を推進する。特に DREB 遺伝子を導入した遺伝子組換え農作物については、海外の共同研究機関において野外隔離ほ場でのストレス耐性評価を行う予定である。

15. 工業バイオテクノロジーとバイオ燃料(B-EJ-8)

BRT の提言

バイオをベースとした経済の国際競争力を拡大するための日EUの連携を向上させ、工業バイオ分野の活動を強化するいくつかのアクションを提言する。

- 農産食糧の副産物や廃棄物の活用を奨励する共通の R&D プログラムや戦略を策定し、実行する。これらは、すでに利用可能で安価なバイオマスとして大量に存在している。このようなバイオベース製品の原料となるような基質を使用することは、2 倍の便益をもたらす。すなわち影響ある廃棄物の継続的な処理であり、バイオ製品の付加価値の創出であり、農産食糧産業の継続性を著しく向上させることができる。
- バイオマス由来製品や環境にやさしいバイオ燃料を、効率的に一貫してかつ経済的に生産する技術の共同開発を支援する。たとえば、「バイオマスをより多く作る」バイオ精製技術の向上やそのインフラストラクチャーの開発など。
- 技術的イノベーションを促進し強化し、官民連携を通して経済的実効性を証明できる規模での商業化への知見の蓄積を加速する共同プログラムを策定する。
- 日 EU 連携により、製品規格の統一を推進する。たとえば、バイオ由来物の含量や環境への影響などの測定など。
- 日 EU の戦略方針や法律/規制について、革新的技術から創出されたバイオ由来製品の市場導入が促進されるよう比較検討し、双方の方針に前向きな姿勢で有用に働くよう検討活用する。
- バイオベース経済に向けた再変革を促進し支援するような、グローバルインセンティブについて検討する共通のタスクフォースを設置する。

現在までの取り組み

- 平成20年に農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律を、平成21年にバイオマス活用推進基本法を施行し、バイオマスの利用推進を図っているところ。
- バイオ燃料の導入促進に関しては、稲わら等を活用した日本型バイオ燃料の生産拡大を図るための事業、食料供給と両立する草や木等のセルロース系原料から効率的にバイオ燃料を生産するための研究開発等を進めている。
- バイオマス由来の化成品原料等製造技術として、セルロース原料からバイオプロセスにより化成品原料等を生産するための研究開発を進めている。
- バイオエネルギーの持続的発展を図ることとして設立された国際バイオエネルギーパートナーシップ(GBEP)において、バイオ燃料の持続可能性に関する科学的な基準と指標の検討が進められており、我が国もEU加盟国の一部を含む各国と議論を行っている。

今後の見通し

- 政府はバイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのバイオマスの利用の推進に関する基本的な計画を策定する。

- セルロース系バイオ燃料及びバイオマス由来製品等の原料生産に係る研究開発を引き続き行い、商業化へつながる知見の蓄積を図っていく。
- GBEP等の多国間の枠組みを活用し、バイオ燃料の持続可能性に関する科学的な基準と指標の検討等を進める。
- OECD科学技術政策委員会の下に設置されている工業バイオテクノロジー・タスクフォースにおいて、工業バイオの推進上の課題を解決するための検討を各国協力の下進める。

ワーキング・パーティーC： 情報通信技術

16. 経済回復に向けた施策におけるブロードバンド投資とICTの重要性(C-EJ-1)

BRTの提言

経済成長と雇用創出に果たすICTセクターの役割は広く論じられ認められている。昨年6月に開催された韓国(ソウル)でのOECD閣僚会合で採択されたインターネット経済の将来についての「ソウル宣言」では、「我々のあらゆる経済、社会、文化活動がインターネットと関連ICT技術によって支えられるインターネット経済は、我々の生活の質的向上をもたらし、雇用、生産性、教育、公的サービス等の分野で我々に新たな機会を提供し、起業や緊密な国際連携を創出する上で重要な役割を果たす」と述べられている。

現下の情勢は困難であるが、日EU両政府は、世界経済危機の克服や気候変動問題への取組みにおいて、ICTと関連サービスが持つ多大な可能性を再び活用することが出来る。現下Aの経済危機を脱するにはICTへの継続的投資が不可欠である。ICTはあらゆる産業のインフラとして機能しており、各産業への経済対策においてICTの戦略的活用を検討すべきだ。

こうした状況に対し、日本政府は本年4月に新たなICT政策を発表し、今後3年間で、ICTの先進的な活用やICT基盤の更なる整備に3兆円を投じ、50万人の雇用を創出すると打ち出した。欧州理事会も、3月19日・20日、通信とブロードバンド整備が投資、雇用創出、及び経済全体の回復に果たす欠かせない役割につき強調した。EUの27加盟国でのブロードバンド展開を加速するために、EU政府予算から追加的に10億ユーロが用意された。この資金の象徴的な価値は、EU加盟国のそれぞれの経済回復プログラムに加えて付与されるものである。

しかし、公的資金は、実行可能な民間投資による経済的解決手段が存在しない場合にのみ用いられるべきである。公的資金はインセンティブになるものの、新たな情報社会のための通信ネットワークが必要とする資金能力の不足を埋め合わせることは出来ない。ある調査では、EUで最新の固定・移動の高速ファイバー通信基盤を整備するには3,000億ユーロに及ぶ投資が必要だとしている。

一方、次世代ネットワーク整備の加速化は短期的な経済危機に対する救済手段とのみ捉えられるべきではない。最新のファイバーアクセス基盤は日本とEUの長期的な競争力を向上させるだろう。ブロードバンドと革新的なICT投資は、活力ある社会を築き、高齢化社会、医療、セキュリティ、防災等の社会的課題に取り組むにあたり不可欠である。次世代ネットワークは遠隔医療、テレプレゼンス、イーラーニングを活用した生涯教育等の新たなサービスを可能とし、また新しい形態の電子政府により、市民が感じる行政手続きの煩雑さが軽減されるだろう。それらの分野で、ブロードバンドは、産業と様々なセクターの機関との協力関係を促進する。

その意味で、両政府は、次世代ネットワークを活用する上で規制や経済面でのインセンティブを構築するための協力を継続すべきである。そのようなICT基盤を活用しつつ、電子政府、ヘルスケア、教育、環境対策(グリーンIT)、地域活性化、デジタルコンテンツ、農業など経済対策・雇用対策として有効なアプリケーション分野の検討と戦略的投資が必要だ。時には制度改善を通じた利活用分野の拡大も必要となろう。既存のICTシステムについても、激動する環境においては絶えずそのイノベーティブな見直しが必要となる。

政府は、我々の将来社会の基盤となる高機能ネットワークや次世代ICT基盤整備の促進、並びに技術開発を進めるべきだ。昨今SaaSやクラウドコンピューティングといった新たなICT基盤が市場で活用されている。これらは雇用創出の大部分を担う中小企業や新興企業にとって効果的なビ

ジネス環境を創出しており、経済回復にも資するだろう。

日本とEUは世界人口の10%を下回る規模でありながら、世界GDPの40%を超える強力なパートナーであり、また、ブロードバンド利用者数においても世界の40%近くを占めるICT先進国・地域である。日本とEUはICTの先導的な利活用を通じて、イノベーションによる経済回復と活力ある社会の構築を促進すべきである。

現在までの取り組み

総務省は、ICTが経済成長に大きな役割を果たすものであることに鑑み、デジタル・ディバイドの解消に向けたICT基盤整備の支援を行うとともに、ICTを活用して地域の活性化や行政サービスの革新を図るための事業や、3次元映像技術、ネットワークロボット技術等の革新的技術、新世代ネットワーク等の研究開発に積極的に投資している。また、CO2排出量の削減に貢献するICT技術開発や医療分野・中小企業等におけるICTの導入促進など、ICTの活用を通じた社会的課題への積極的な対応を推進している。

今後の見通し

総務省は、平成21年度第二次補正予算や平成22年度予算により、教育・医療・防災等の公共的な分野におけるICT利活用を促進する取組の強化や、ICTを活用して環境負担軽減を図る技術の開発・普及への投資等を積極的に行っていく。

17. 低炭素社会構築に向けた ICT ソリューション(C-EJ-2)

BRT の提言

気候変動問題は、先進国及び途上国の双方にとって最大の課題の一つとなっている。ICT の活用は低炭素社会の目的を達成するために欠かせない。ICT ソリューションとサービスによって、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、他の様々なセクターにおいてもそれぞれの二酸化炭素排出量の削減を可能とする。

一方で、ICT 機器の利用拡大に伴ってネットワーク機器、サーバ、ストレージ等の ICT 機器のエネルギー消費は増大すると言われている。加えて、機器の材料やデザインの選択は、環境全体への影響を持つ。従い、機器そのものの環境負荷低減をより一層進めるため、革新的な技術開発に向けた取組みを、官民が継続して推進することが必要である。また、そうした技術革新に加えて、使用済みの ICT 機器をリサイクルして環境負荷を削減するような社会制度の構築も、引き続き官民が協力して推進すべき課題である。こうした懸念に対し、日本総務省は昨年、ICT 機器・サービス自体の温室効果ガス排出量削減の推進と、移動電話端末の 3R(リデュース・リユース・リサイクル)についての議論を促進した。

それでもなお、ICT 活用の促進による温室効果ガス排出量の削減効果については、極めて前向きな調査結果が世界で発表されてきている。

日本の「2008 年度グリーン IT 推進協議会調査分析委員会報告書」によれば、同委員会は IT 機器自身の省エネと、IT による社会の省エネについて定量的に評価するための物差しを独自に策定し、2025 年、2050 年のグリーン IT の普及量と効果の定量的予測を行った。2025 年の IT 機器自身(サーバ、ストレージなど)の省エネ効果は、日本では温室効果ガス換算で 0.2 億トンから 0.4 億トン、世界全体では、3.8 億トンから 7.6 億トンの削減効果が予測された。一方、2025 年の IT による社会の省エネ効果(TV 会議、SCM、ITS 等)は、日本では温室効果ガス換算で 1.0 億トンから 2.0 億トン、世界全体では、22 億トンから 44 億トンの削減貢献になると推定している。グリーン IT の普及に向けて、グリーン IT 推進協議会の産官学のパートナーシップを引き続き推進すべきである。

また、政府や産業界は、Global e-Sustainability Initiative (GeSI)のようなイニシアティブへの支援を継続すべきである。GeSI はデジタル時代の低炭素経済に関する独自調査として“SMART 2020”を発表した。報告書によると、ICT セクターの現在の温室効果ガス排出量は全体の 2%だが、今後倍増するという。しかし同時に、ICT ソリューションは、他の産業セクターでの削減を可能とし、世界全体の排出量の相当部分を削減可能であり、削減量は 2020 年には、15%に上るといふ。

この調査は、排出量削減効果の大きな 4 分野を特定しており、それらはスマートモーターシステム、スマートロジスティクス、スマートビルディング、及びスマートグリッドである。また“SMART 2020”によれば、ICT の活用を通じて個人と産業のエネルギー消費を管理すれば、2020 年に 6,000 億ユーロの節約に繋がるという。このことが明白に示しているのは、ICT アプリケーションは、省エネと温室効果ガス排出量の削減を、経済成長と生産性の向上と併せて実現可能であるということだ。

ICT は、短期的には世界のエネルギー利用量の計測と計算において主要な役割を果たすであろうし、長期的にはより複雑化するシステムのプロセスの管理・最適化において重要な役割を果たすようになるだろう。人対人のコミュニケーションを促進する技術は従来からの ICT の領域である

が、機械対機械のコミュニケーションによるプロセスの最適化及び自動化、人対機械のコミュニケーションによるプロセスの計測とモニタリング及び意思決定の改善は、いずれもICTが中心的な役割を果たす分野である。また協働を支援する技術、例えばテレビ会議や通信は、人の移動やビルのスペースを節約することにより、温室効果ガス排出量の削減をもたらす。

ICTの本質は効率化・省力化であり、電子政府・自治体、電子カルテ、ITS、テレワーク等、各分野においてICTの利活用を促進することにより、業務効率の改善、業務プロセスの改革、エネルギー使用効率の最適化をもたらす。欧州のデジタル産業は環境負荷軽減に対してICTが持つ貢献可能性につき積極的に情報発信をしてきている。(EICTA Report: High Tech/Low Carbon, 2008)

ICTは、我々の環境対応の取組みを計測可能、報告可能、検証可能とすることで我々がより良く活動を管理出来るようにし、我々の考え方や振る舞いを変え、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量を削減する可能性を持っている。

ICTソリューションの導入促進に向けて、環境負荷低減効果を可視化し、市場の納得性を向上させるため、ITUの取組みにあるように、ICT活用による温室効果ガスの削減量を計測する共通の物差しとプロセスを策定するよう日EU両政府に引き続き要請する。

また、次世代のスーパーコンピュータは気候変動問題解決のためのイノベーションをもたらすだろう。より高効率な太陽電池の設計に必要な時間は、次世代のスーパーコンピュータのシミュレーションによって、従来と比較にならないほど迅速化されると言われている。また、次世代のスーパーコンピュータによって初めて光合成の機構解明が可能とも言われており、この機構を応用することで太陽光からクリーンエネルギーを生み出す新しいデバイスの実用化も期待される。こうしたイノベーションの触媒としてのICTの役割にも留意する必要がある。

両政府はイノベーションを実現するために、研究開発、実証実験を推進すると共に、積極的に成果を共有し啓発すべきである。これは先進国のみならず、今後適用拡大が予想される発展途上国における低炭素社会実現に貢献すると期待される。

現在までの取り組み

経済産業省は、グリーンITの更なる普及に向けて、これまでグリーンIT推進協議会を中心に、産官学の連携を推進してきたところ。

経済産業省は、2008年度より、「グリーンITプロジェクト」において、革新的な技術開発を推進するとともに、グリーンIT推進協議会と連携して、環境負荷低減効果の可視化等に取り組んでいる。

さらに、国際的にも、これまで、OECD・ITU等の場において、グリーンITの更なる普及のためには、温室効果ガス削減量計測のための指標や算定方法の確立に力を注ぐ必要があると主張し、欧州関係者とも認識を共有しているところ。

文部科学省は、革新的技術を活用した高機能・超低消費電力な情報処理を実現させる基盤技術の研究開発等を推進。

文部科学省は、2006年度より、高効率な太陽電池開発等に資する次世代スーパーコンピュータプロジェクトを推進。2009年4月に日EU間において、日EU科学技術協力協定の下、スパコン分野における協力を推進することで一致。

今後の見通し

今後とも産学官連携の下で環境負荷低減に資する技術開発、実証実験を進めるとともに、環境への貢献を評価する方法を開発することとしている。具体的な事例を挙げれば、グリーンIT推進協議会は、本年2月に設立予定のエネルギー効率化フォーラム(ICT4EE Forum)での活動に積極的に参加し、ICT活用による温室効果ガスの削減量を計測する共通の物差しとプロセスの策定を推進することとしている。

また、今後、次世代スパコンと国内の様々なスパコンをネットワークで結び、協調的に利用する「革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ」を構築するとともに、日EU間でのスパコン分野における協力について、両国のシンポジウム等を活用し、一層推進。

18. ICT 活用による貿易セキュリティと円滑化の両立について(C-EJ-3)

BRT の提言

米国同時多発テロ以降、国際貿易に関する世界的なセキュリティ強化は、企業にセキュアなオペレーション実現のための経営資源負担を強いると同時に、国際サプライチェーン全体の円滑化を阻害する要因となりつつある。世界税関機構(WCO)における「基準の枠組み」等に基づき、世界各国でAEO制度や、船積前事前データ提出義務等の制度構築が進められているが、その内容は必ずしも同一のものではなく、また過度な規制強化の傾向も見受けられ、日EUのグローバル展開企業にとっては、こうした各国の制度対応に伴う、更なる企業負担の増大や円滑化阻害が懸念される。特に世界的な景気後退が進行中の昨今の経済環境下においては、新たな非関税障壁として、グローバルな経済活動を停滞させる要因にもなりかねない。

こうした環境下、日EUは協力して、セキュリティと円滑化の両立並びに、官民オペレーションの効率化を実現するための国際的な制度調和と運用に率先して取り組むべきである。特に、制度の運用と官民オペレーションを支えるICTの利活用、普及促進を通じてセキュア且つ、イノベーティブな国際サプライチェーンの実現を目指すべきである。

具体的には、①通関申告情報やマニフェスト情報等に関する政府間の電子的な情報交換の実現、②AEOプログラムの日EU間相互承認に加え、更なるステップとして世界共通のAEO基準策定に向けた日EUによるイニシアティブ発揮、③国際サプライチェーンのセキュリティ確保とオペレーションの効率化に寄与するICTの普及促進、例えば、電子タグやセンサー、生体認証などの先端技術と、UCR(Unique Consignment Reference number):単一貨物識別符号等の官民共通のユニークなキー番号を活用したセキュア且つ、ビジブルな国際サプライチェーンの展開促進、④情報格差縮小に向けた中小企業へのICT基盤の展開促進、⑤これらの普及促進に向けた強力な政策的インセンティブの付与等があげられる。

世界的景気後退の環境下、日EUが貿易セキュリティと円滑化の両立に向けたイニシアティブを発揮し、その実現手段としてICT活用を強力に推進することが、貿易の円滑化は勿論、国際サプライチェーンの新たなイノベーションに寄与するものと考えられる。

現在までの取り組み

貿易セキュリティと円滑化の両立の観点から、AEO制度に関して、WCO(World Customs Organization)において、2006年6月のAEOガイドラインの作成のほか、各国における質の高いAEO制度の構築に資するべく、昨年12月に採択された各国のAEO制度を比較するAEOコンベンディウム及びAEO制度導入に当たっての手順に関するAEO実施ガイダンスの作成に積極的に関与した。また、ビジブルな国際サプライチェーンの展開については、その実現のため、今年度、有識者等による検討会を開催し、事業者間で最低限共有すべき情報項目や使用するコード、情報共有のためのインタフェース等について、我が国から提案する国際標準案の策定を行った。

今後の見通し

各国における質の高いAEO制度の構築に資するよう、引き続き、WCO、APEC、ASEMにおけるAEOに係る議論に積極的に関与する。また、ビジブルな国際サプライチェーンの展開については、

国際標準案について検証を行うため、そのたたき台となる仕様を構築した上で、国際物流における実証実験を進めるとともに、国際標準化団体や APEC 等の地域協力枠組みの中でこの取組を紹介し、標準化に賛同し行動を共にする国や企業を増やしていく予定。

19. WTO の ITA(情報技術協定)の維持(C-EJ-4)

BRT の提言

我々は、最も成功した通商協定の一つである Information Technology Agreement (ITA)を、維持(maintain)することを明白に支持する。ITA によってもたらされた情報技術製品の市場アクセス機会の増大は、世界中でイノベーション、消費者利益、生産性、貿易、投資、そして経済の成長へとつながった。ITA 加盟各国は、ITA 対象製品に対する関税をとり除く義務がある。しかしながら、我々は、本来 ITA の対象であるべき製品が有税扱いに再分類されることを懸念しており、実際に新たな融合技術を用いたいくつかの ITA 対象製品が既に関税ゼロのステータスを失っている。

ITA 加盟各国は、情報技術製品に対する市場アクセス機会を常に増大させることを考えなければならない。市場開放に関する合意内容とその精神は維持されなければならないし、ITA 対象製品の関税削減という約束事項は遵守されなければならない。両国政府は、現在の ITA の維持(maintenance)作業を可能な限り早く進めることにまず注力する必要がある。加えて、ITA 加盟国の拡大に向けて協力すべきである。

現在までの取り組み

IT の技術革新は、新規産業の創出や利便性の向上のみならず、例えばデジタル複合機がオフィスの省スペース化、業務の効率化を促進したように、産業や社会の発展にも貢献している。ITA は、貿易障壁を低減することで、こうした IT 製品の世界的な普及に大きく貢献してきたが、今後もその一翼を担うためには、技術革新に柔軟に対応し、その普及を妨げないことが極めて重要であることは言うまでもない。

ところが、EU はこうした動きに逆行するように、ITA 署名後に技術革新によって新機能が追加された製品や他の機能が融合した製品を ITA の対象外として関税を課してきた。日本政府は、WTO・ITA 委員会においてこのような問題点を指摘し、また日 EU 規制改革対話において、欧州委員会に対して重ねて懸念を表明してきたものの、EU から解決策が示されなかった。これを受け、我が国は米国及び台湾とともに、デジタル複合機、PC 用液晶モニター、セット・トップ・ボックスに関する EU による関税上の取扱いについて、WTO に紛争解決パネルの設置を要請し、2009 年 5 月及び 7 月にはパネルによる審議が行われた。

他方、EU の司法レベルで、日本政府の主張の内容に沿った動きがみられたことは注目される。すなわち欧州司法裁判所(ECJ)は、デジタル複合機の関税分類について 2008 年 12 月、液晶モニターについては 2009 年 2 月、EC 規則の正当性を主張する欧州委員会の主張を退ける判断を示している。

また行政レベルでも、部分的にはあるものの、ITA の維持に資する動きがみられる。すなわち、(1)2008 年 12 月には、液晶モジュールに対する関税賦課の停止に係る暫定措置を 5 年間継続する規則案が採択されたうえ、(2)2009 年夏には、課税が検討されていた TV 機能(若しくは GPS 機能)付き携帯電話について、一定の条件を満たす機種については「携帯電話」(無税)に分類することが確認されている。

今後の見通し

2010年春には、上記3品目に係るパネル報告書が出される予定。また、欧州委員会に対しては引き続きITA委員会等、様々な場でITAの理念を尊重するよう強く要請し、ITAの本旨に適った解決を図っていく。

なお液晶モニターについては、上述のECJ判決を受けてEU加盟国税関の一部に、従来はビデオモニター（有税）として分類されていた製品をPC用モニター（無税）として分類する事前教示（BTI）を出す動きがみられるものの、あくまでも部分的な動きであることから引き続き注視が必要と考えられる。またデジタル複合機については、課税が継続されていることから、引き続き、問題解決へ向け働きかけをおこなっていく。

また、情報技術製品に対する市場アクセス機会の増大については、WTO・NAMA（非農産品市場アクセス）交渉において電気電子分野の関税撤廃が議論されているところ。情報技術製品の技術進歩が著しい中、ITA対象製品の関税分類の問題を解決する上でも、電気電子製品の関税を一律に撤廃することは非常に効果的。当該分野の関税撤廃の成立に向け、EUの参加は必要不可欠であり、積極的な協力が期待される。

20. 通信・放送の融合・連携によるイノベーションの推進について(C-EJ-5)

BRT の提言

ICT 技術の急速な革新により、従来の通信と放送の枠組みを超えた新たなサービスが登場してきている。両政府では、通信・放送の融合・連携時代に即した法体系の抜本的な見直しを実施・検討されているが、技術の進展による新たな市場の創出、イノベーションを通じた ICT 産業の国際競争力の強化を目指して、柔軟なビジネス展開を可能とするような制度環境の実現が望まれる。

両政府は各国における制度整備を進めると共に、国際的な制度の整合性の確保に向けた対話・協力を行うべきである。具体的には、コンテンツの国際流通の促進や、コンテンツに係る規制に関する内外無差別の確保に向けた議論を行うべきである。

現在までの取り組み

通信・放送の総合的な法体系については、2009年8月に情報通信審議会から答申を受けた。その後、同審議会の答申に基づき、現行の通信・放送分野の法体系について簡素化、大括り化を図るとともに、現政権の下で新時代に相応しい規制改革を盛り込んだ法案を作成中である。

コンテンツの国際流通の促進等に関する取組については、「知的財産推進計画2009」(平成21年6月24日)等において、我が国のソフトパワー産業の海外展開を推進することとされており、これまで、放送コンテンツの国際的マーケット(国際ドラマフェスティバル)の開催を推進し、我が国の放送コンテンツの海外展開強化に取り組んでいるところである。

今後の見通し

通信・放送の総合的な法体系については、本年の通常国会への法案提出を予定している。コンテンツの国際流通の促進については、海外の放送局の時間枠を確保し、日本の地域コンテンツを発信する実証実験を行うとともに、コンテンツの国際的マーケットを活用した放送コンテンツの海外展開についても引き続き推進していく。

21. 次世代ネットワーク投資を促進する規制を(C-EJ-6)

BRT の提言

現在の経済・金融危機は、高速通信基盤の整備に対する負の影響や、通信セクターの成長率低下を招いている。しかし、通信セクターが世界経済の推進役として重要な役割を果たすべく、その持続的な回復を確保するには、望ましい規制環境が整備されなければならない。

日 EU 両政府は、引き続き、急速に変化している通信業界の経済的・技術的な展望を考慮するよう提言する。インターネット・プロトコルをベースとするサービスへのシフトは、イノベーションの重要なステップとなり、新たなビジネスモデルやイノベティブなサービスへのユーザの期待を創出するだろう。ビジネスと投資を支える規制環境を構築するよう政府に強く提言する。

様々な固定・移動のブロードバンド技術が促進されることで、消費者は更なる利益を享受することが出来る。現在、固定・移動のブロードバンド・トラフィックは飛躍的に増加している。通信回線の混雑状態を防ぎ、サービスの品質を保つために、将来のインターネットは、将来的サービスとユーザ需要に相応しい新しいアーキテクチャーを必要とするだろう。

従って、投資に最適な環境と、更なるインフラベースの競争の促進を確保する必要がある。ネットワークの構築や更改には莫大な投資が必要であり、不確定の将来の需要に加えて、規制上の不確実性が大きい場合には、高い経済的リスクを伴う。このため、規制環境は、ネットワーク投資へのインセンティブを与えるべきであり、投資への適切なリターンを許容すべきであると再度提言する。ICT 投資とイノベーションの将来に政策担当者は重要な役割を果たす。

現在までの取り組み

これまで、総務省では、公正競争環境を整備する観点から、設備競争を促進してきたところであり、2008 年には2.5GHz帯広域無線アクセス(BWA: Broadband Wireless Access)サービスの制度整備を行い、2009 年からBWAのサービス提供が開始されるなど、活発な設備競争の実現を図ってきたところである。

認可の対象となる第一種指定電気通信設備に係る接続料金については、適正な原価に照らし公正妥当なものであることが条件とされており、一定の利潤が認められており、このような制度のもと、実際に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者はネットワークの構築や更改に投資している。

今後の見通し

総務省は、設備競争の促進をはじめとした競争環境整備に、引き続き、積極的に取り組んでいく。

22. 著作権補償制度・私的録音録画補償金制度の抜本的見直し及び現行補償金制度の適正化 (C-EJ-7)

BRT の提言

著作権補償制度及び私的録音録画補償金制度については、デジタルコンテンツの一層の利活用の促進に向け、私的複製に関する補償制度の抜本的見直しに向けた検討を行うための日・EU の対話・協力を実施する必要がある。現状では、著作権補償金制度の下で補償されており、(少なくとも欧州においては)アナログ時代に遡る制度が適用されている。著作権補償金制度は、私的複製により生じる収益の損失を補填する方法であるが、著作権侵害に対抗する制度ではない。

これは、DRM 等を活用したビジネスモデルの構築が見られる現状や個別ユーザとの利用契約を前提としたオンラインコンテンツ配信の拡大を踏まえた動きである。これらのケースにおいては、著作権補償金制度は、消費者に対して二重の支払いを課している事になり得る。制度の見直しにあたっては、現行の排他的権利の制度を尊重しながら、技術と契約により著作物の利用行為に対する経済的利益の回収を可能とする新しい流通実態も併せ、権利者やクリエイターへの適正な補償方法を総合的に勘案すべきであり、これにより消費者・権利者・機器提供者等の関係者にとって透明性・公平性の高い制度が構築されたいと考える。

現在の制度は、技術の進歩や利用の実態、並びに市場競争環境を考慮した、透明性・公平性の高い制度に改善すべきである。私的複製への実際の利用や、権利者への被害状況を考慮することなく、データ容量のみに比例して課される補償金の算定方法は維持されるべきではなく、EU の Copyright Directive に反するばかりか、利用者の利便性に応えようとする先進記録メディア技術の導入を遅らせる。上記算定方法は私的複製が起こす権利者への実際の損害を反映すべきであり、情報社会の発展に向けて、技術進歩を阻害することのないようにすべきである。

現在までの取り組み

私的録音録画補償金制度の抜本的見直しにあたっては、関係者の合意形成が重要となる。日本政府としては、権利者、メーカー、消費者、学識経験者等が委員となっている文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会において、平成 20 年度まで、著作権保護技術と補償の必要性等も含め、将来の著作権保護技術の発達・普及を視野に入れ、補償金制度の見直しについて検討を行ってきたが、関係者間で意見の隔たりが依然として大きく、合意を得ることはできなかった。平成 21 年 1 月の著作権分科会報告書において、文化審議会を離れ、関係者の合意形成を行う場を文化庁が設けることが必要との提言が出された。

今後の見通し

日本政府としては、私的録音録画問題の緊急性、及び文化審議会の議論における一定の課題整理を踏まえ、引き続き、補償金制度の見直しに関する関係者の合意形成を目指していく方針である。

23. EU の個人情報保護指令に基づく国際的データ転送について(C-EJ-8)

BRT の提言

事業活動のグローバル化に伴い、企業自身もグローバル化する中で、企業はグループ全体でのコンプライアンス強化やそのための本社ガバナンスが要求されており、企業内における個人情報の管理についても、最優先課題として取り組んでいる。

このようなグローバル企業は国際的な競争に常に晒されており、コンプライアンスの強化と平行して、効率化やコストダウンの必然性に迫られている。そのために、企業では既に一部業務や機能のアウトソースを始めているが、インターネット技術の進化によりアウトソース先は必ずしも自国にある必要は無く、個人情報を含むデータも国境を越えて管理、運用される必要性が高まっている。

EU の個人情報保護指令 Directive 95/46/EC は、加盟国に対し、EU 外の国に個人情報を転送する際には、特定の例外を除き、指令と同じレベルの十分な保護がなされている場合のみ認めよう求めている。

2009 年のプロGRESS・レポートによれば、欧州委員会は日本政府からの公式要請の受領をもって、日本の個人情報保護法の全体像を把握するための綿密な分析を開始することを検討中であり、同等性評価の手続き開始の可能性にも触れられている。日 EU 間の自由な個人情報の流れを実現するため、EU 指令に基づく欧州委員会による日本の個人情報保護法の同等性評価を早期に開始すべきである。そのために、日本政府は欧州委員会に同等性評価開始の要請を行うべきである。

一方で、個人情報保護への産業界の対応として、国単位ではなく、それぞれの企業の事業活動の持つリスクに応じて、信頼性が高く、且つ、費用対効果に優れた仕組みを、企業グループ全体として導入、実施することが理想である。そのような企業グループ内であれば、日 EU 間はもとより、世界的な個人情報の転送は認められるべきである。

企業としては、グループ内で一貫した効果的な個人情報保護の仕組みの構築と実施に焦点を絞るべきであり、それぞれの国の法制度への対応コストを最小限に抑えたいと考えている。

従って、欧州委員会による同等性評価の開始と平行して、日 EU 政府は、企業単位で、日 EU 間ひいては世界的に個人情報の自由な転送を可能にする、信頼性が高く、且つ、費用対効果に優れた仕組みの構築と実施を促進するための国際的な制度構築に向け、早期に対話を開始すべきである。

現在までの取り組み

A-EJ-4 に対する回答に同じ。

今後の見通し

A-EJ-4 に対する回答に同じ。

24. 情報システムの信頼性(ディペンダビリティ)や情報セキュリティの確保に向けた連携の具体化について(C-EJ-9)

BRT の提言

高度に情報化した現代において、あらゆる社会インフラを ICT が支えることが可能となった。日 EU の経済活動において、情報システムはそれらの社会インフラの基盤として不可欠な存在となっている。この状況において、日 EU 両地域は情報システムの重要性を強く認識し、信頼性(ディペンダビリティ)や情報セキュリティの確保に向けた取組みを開始している。また、両地域は社会システムに問題が発生した場合の国際的な影響と、地域間連携の必要性についても認識している。

一方、情報システムを支える ICT 基盤の進化として、インターネットが広く普及したことから、SaaS やクラウドコンピューティングといった新たなサービスや技術が台頭し始めている。こうした新しいサービスは、IT を要求に応じて活用することを可能とし、セットアップやインストールに必要な時間を削減し、高価な機器及びソフトウェアの購入を代替する点で中小企業や新興企業による活用が期待される。

ICT 基盤がこうした変化をとげる中、日 EU 両政府は、緊密に意見交換を進めることはもちろんのこと、例えば、両政府や産業界が連携して情報システムの信頼性及びセキュリティに関する定量的な管理指標や水準の在り方等について検討し SaaS やクラウドコンピューティングの活用を促進する等、両地域における連携施策を具体化していくことが不可欠である。

現在までの取り組み

情報システム・ソフトウェアの信頼性(Dependability)の向上に関しては、我が国は、2009年5月にとりまとめた「高度情報化社会における情報システム・ソフトウェアの信頼性及びセキュリティに関する研究会」の中間提言に基づき、情報システムの信頼性を計測する客観的な判断・評価基準、プロファイルの策定に取り組み、「信頼性向上ガイドライン」(第2版:2009年3月)や、「信頼性評価指標(第1版)」を策定・公表したほか、独立行政法人情報処理推進機構において、「信頼性自己診断ツール」(2009年9月)などを策定・公表し、現在それらの普及を行っている。

SaaS やクラウドコンピューティングの活用促進に関しては、経済産業省において、中小企業向け SaaS 活用基盤提供サービス(J-SaaS)を2009年3月に開始したほか、産学官の関係者が一堂に会してクラウドコンピューティングの推進に向けた方策を検討する「クラウド・コンピューティングと日本の競争力に関する研究会」等の取組を行っており、また総務省において、産学官の関係者によりクラウド技術の発達を踏まえた様々な課題等について包括的に検討を行う「スマート・クラウド研究会」を開催している他、2009年7月に「ASP・SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」、2009年2月に「データセンターの安全・信頼性に係る情報開示指針」を策定した。

情報セキュリティに関しては、我が国は、政府機関・地方公共団体、重要インフラ、企業、個人を対象とした今後の情報セキュリティ政策及び国際連携のあり方等を示した2009年2月に「第2次情報セキュリティ基本計画」を公表し、同計画に基づく取組を行っている(http://www.nisc.go.jp/eng/pdf/national_strategy_002_eng.pdf)。

今後の見通し

クラウドコンピューティングの活用促進に関しては、高信頼なクラウドコンピューティングの実現やクラウド時代に併せた人材育成など幅広い課題があり、今後は課題解決に向けて具体的な取組を進めていく。この取組については、既に欧州委員会と意見交換を開始している、情報システム・ソフトウェアの信頼性(Dependability)の向上に向けた取組と併せて欧州委員会と連携を図ってまいりたい。

情報セキュリティに関しては、「第2次情報セキュリティ基本計画」を着実に実施していくとともに、情報セキュリティに関する国際標準化においても、EU を始めとする関係国とも連携して、引き続き積極的に参画していく。

25. 官民パートナーシップの役割の強化 (C-EJ-10)

BRT の提言

昨年から、日 EU の当局者の中で ICT の官民パートナーシップが電子政府の文脈において開始された。一方、政府回答としては、電子政府構築に向けた一方向の道筋が示されたものの、ICT における官民パートナーシップや日本と EU の更なる対話強化に向けた視点は見られなかった。

我々は、現下の経済危機は官民パートナーシップの重要性を更に増大させていると考える。民間セクターの情報、通信、及びサービス技術への投資は公的セクターの 3 倍に及んでおり、官民パートナーシップがもたらす利益は大きいはずだ。経済危機下において電子政府構築を促進するにあたり、ICT の官民パートナーシップの進め方について、ベストプラクティスに関する対話や共同イニシアティブを持つべきである。

現在までの取り組み

政府は、2006 年 1 月に決定された「IT 新改革戦略」において、2010 年度までに国の手続におけるオンライン利用率を 50%以上とする目標を設定し、世界一便利で効率的な電子行政サービスの提供を目指した取組を進めているところ。

この一環として、「オンライン利用拡大行動計画」を 2008 年 9 月に策定し、国の行政機関等の手続のうち年間申請件数の多い手続を中心に、電子署名の簡略化、添付書類の省略、手数料の軽減や税制措置等の具体的利用促進措置を推進する一方で、利用率が極めて低調である等の手続のオンライン化については費用対効果を踏まえた見直しを進めているところである。

今後の見通し

現在、新政権における IT 戦略の在り方について検討を始めたところであり、その中で、電子政府を推進するに当たって必要となる諸事項についても検討してまいり所存である。

ワーキング・パーティーD： 金融サービス、会計及び税制

26. 金融危機を受けた金融市場の改革への支持(D-EJ-1)

BRT の提言

G20 金融サミットは、現在の金融危機の根本的な原因として、市場参加者がリスクを適正に評価せず、より高い利回りを求め、適切なデュー・デリジェンスの実施を怠っていたこと、脆弱な引き受け基準、不健全なリスク管理慣行、ますます複雑で不透明な金融商品及びその結果として起こる過度のレバレッジが生じていたこと、これらが組み合わさって、システムの脆弱性を創出したことを指摘している。その上で、いくつかの先進国において政策立案者、規制当局及び監督当局は、金融市場において積み上がっていくリスクを適切に評価、対処せず、また金融の技術革新の速度について行けず、あるいは国内の規制措置がシステムにもたらす結果について考慮しなかったことを挙げている。我々はこうした金融危機の原因に対する見方に同意する。

G20 サミットは、金融市場の改革のための共通原則として、①透明性及び説明責任の強化、②プルデンシャル規制の拡大、③金融市場における公正性の促進、④国際連携の強化、⑤国際金融機関の改革を掲げた。G20 諸国はこれらに関するアクション・プランを定め、実行する段階に入っている。

我々は、こうした金融市場の改革によって金融機関、市場、商品の透明性及び説明責任が向上し、公正さと誠実さが確保されることを支持する。ただしその際、革新性・刷新性が重要であり、規制とのバランスに留意する必要があることを指摘する。

G20 では、景気回復が確実になった後に様々な規制強化策を導入するとされた。我々は景気回復の確実性の判断は慎重に行い、各種の規制の内容や実施時期について柔軟に検討されるべきであることを指摘する。

金融・資本市場及びその制度の安定性は、資金調達を行う事業会社など、市場の利用者の観点からも重要である。現在、金融システムの安定化と金融機関の支援のため、政府が市場に介入しているが、その介入は市場に歪みを与えるべきではなく、可能な限り速やかに解除されるべきである。

現在までの取り組み

危機の再発防止、景気回復に向けて国際的に協調して取り組んでいくことが重要であり、我が国としても、国際的な議論に積極的に参画してきたところ。その際、金融規制改革については、新たな規制の導入が実体経済や金融仲介機能に悪影響を及ぼさないよう、各国の金融セクターの特性にも配慮しつつ、金融市場と景気の持続的な回復を前提とすべき旨主張してきたところ。

2008 年秋以降、様々な臨時・異例の措置を実施してきたところであるが、これらは危機的な状況下においては必要とされるものであり、また、実体経済の底割れを防止する観点からも極めて重要。他方、必要以上に長期間に亘って臨時・異例の措置を放置すると、市場規律の歪みやモラルハザード等の副作用が発生するリスクがあることも認識。

今後の見通し

国際的な金融規制改革の議論については、引き続き、実体経済への影響に配慮すべき旨主張

しつつ、積極的に参画していく。また、臨時・異例の措置を平時に戻していくタイミングや具体的な方法などについては、足元の状況の丁寧な分析や、個別措置ごとの効果の検証を行うとともに、場合によっては、国際的な動向との足並みの確保を図りながら、慎重に判断していく。

27. プルデンシャル規制(D-EJ-2)

BRT の提言

G20 では銀行の自己資本規制に関するプロシクリカリティへの対応として、景気悪化の局面においても円滑な与信が行われるよう、好況時には自己資本規制上の最低水準を上回る資本バッファを積み上げることが求められる一方、景気後退期には資本の取り崩しを容認するとした。その一方で、2010年までにバーゼル委員会に対し最低水準のレビューと提言作成を求めるなどした。

景気循環に応じた資本バッファの積み増しや最低水準の引き上げの政策は、仮にそのタイミングの判断を誤ると、自己資本規制がもたらすプロシクリカリティの問題を、さらに増幅させるリスクをはらんでいることに十分留意する必要がある。景気回復の判断は慎重に行われる必要がある。

バーゼル委員会では、トレーディング勘定の所要自己資本強化が議論されている。バーゼルⅡの適用金融機関は、預金を取り扱う純粋な銀行以外の金融機関に広がっている。金融機関は業態ごとに様々な規制の適用を受けている。保険会社にはソルベンシーⅡが導入されようとしている。政府は、様々な金融機関の間では、事業内容やそれに伴うリスク及び制度変更によるインパクトが異なることにも留意すべきである。

自己資本の定義の見直しについては、新たなルールを一時に適用すると金融機関の健全性を損うおそれがあることから、一定の経過措置を設けるべきである。

リスクベースの自己資本比率規制を補完するものとして、リスクベースではない簡素で透明性の高い指標を導入するに当たっては、財務諸表の計上に係る各国の会計基準の相違を踏まえ、レベル・プレイング・フィールドを確保すべきである。

また、公的資金を投入された金融機関とそれ以外との公平・公正な競争条件が確保されるべきである。

現在までの取り組み

バーゼル委員会は、現在プロシクリカリティの抑制、レバレッジ比率の導入等の新規制の導入を検討している。新規制の導入に際しては、景気回復を阻害し、銀行の貸出行動に対する悪影響を与えないよう留意する。レバレッジ比率の詳細は、比較可能性を確保するために会計上残されている差異を完全に調整し、国際的な調和をとれたものとする。これら新規制は金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施を行い、円滑な移行を確保するために十分長期にわたるグランド・ファザリングや経過措置を設ける予定である。

今回の金融危機対応において、欧州の一部の銀行では、公的資金注入を受ける前に、減資等を行わずに、既存株主や経営の責任を十分に明確にしないまま公的資金注入を実行した事例があり、その運用や制度の見直しも必要である。

今後の見通し

新規制の導入は、市中協議を通じて寄せられる意見や2010年前半に予定されている包括的な定量的影響度調査(QIS)の結果を踏まえ、2010年末までに新規制を策定し、2012年までを目標に金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施を行う予定。

28. リスク管理(D-EJ-3)

BRT の提言

今回の金融危機の教訓として、金融機関において、自己資本比率のみならず、流動性リスクやカウンターパーティリスクの管理を強化する必要性が明らかになった。しかし、我々は、政府による一部の金融機関への支援や中央銀行による異例の流動性供給を経験したところでもある。リスク管理の強化は、方向としては正しいものの、性急な対応とならないよう配慮すべきである。

流動性リスク管理に関して、クロスボーダーの金融機関にはより強固な流動性バッファーを促す国際的な枠組みを構築する方針となっている。しかし、流動性バッファー規制が各国で区々である場合には、レベル・プレイング・フィールドの問題が生じるほか、資産の囲い込み競争につながるおそれも考えられる。流動性バッファーを促す国際的な枠組みにおいては、流動性のクロスボーダーな性質にも配慮しつつ、各国間での規制の調和が求められる。

カウンターパーティリスク管理の強化を求めるにあたって、現実的に対応可能な規制水準を要請すべきである。

長期的な視点に基づいた企業経営と報酬体系が、健全なリスク・マネジメントの観点でも重要であると考えられる。

現在までの取り組み

バーゼル委員会は、新規制の導入を金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施を行うとしている。その中で国際的に調和した世界規模の流動性基準を導入することで流動性の枠組を構築する。また、カウンターパーティー信用エクスポージャーについては所要自己資本の強化を提案する一方、影響度調査の一環として適切な水準調整に関するより詳細な分析を現在実施中である。

金融庁では健全な報酬慣行の実現に向けた国際的協調という観点から、FSB の「健全な報酬慣行の原則」・同実施基準及びわが国の実態を踏まえ、報酬体系に関する監督指針の改正案の公表を行った。

今後の見通し

新規制の導入は、市中協議を通じて寄せられる意見や2010年前半に予定されている包括的な定量的影響度調査(QIS)の結果を踏まえ、2010年末までに新規制を策定し、2012年までを目標に金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施を行う予定。

FSB の「健全な報酬慣行の原則」及びその実施基準を踏まえた報酬体系に関する監督指針の改正は3月末までに実施予定。

29. 証券化に係るリスク管理の強化(D-EJ-4)

BRT の提言

現在の金融危機において、証券化商品が危機の拡散につながったことは間違いない。その原因は、複雑なストラクチャーをもった証券化商品が組成され、デュー・デリジェンスの不備など証券化プロセスに関与する金融機関、格付会社その他の機関の自己規律が十分に働かなかったことにある。しかしながら、信用リスクを移転するための証券化の意義が失われたものではない。特に、日本を始めとして銀行セクターにマクロ的に与信が集中している国・地域においては、システミックなリスクを回避する観点から証券化によるリスクの分散の必要性は高い。

G20 金融サミットにおいて証券化のリスク管理として、デュー・デリジェンス及び定量的保有の義務が検討項目として挙げられている。後者については、オリジネーター等に証券化商品の一定割合を保有させることで投資家のインセンティブと合致させることが狙いであると考えられるが、そのような施策は、証券化のインセンティブそのものを削ぐ危険性があり、保有割合をいかに設定するかという難問を伴うことに留意すべきである。

現在までの取り組み

今回の金融危機の教訓を踏まえ、金融庁では、2007 年末以降、監督指針の改正やモニタリングの強化を通じ、金融機関における証券化に係るリスク管理の高度化を促してきた。また、金融機関や格付機関による証券化に係る情報開示を促すことにより、金融機関に対する市場の規律付けを強化してきている。さらに、昨年7月に公表されたバーゼルⅡにおける証券化の取扱いの強化策の国内実施を通じ、証券化商品を保有する際のデュー・デリジェンスを一層強化していく方針。

格付会社に対する規制を導入(昨年6月金融商品取引法改正。本年4月施行予定)。これにより、格付プロセスの品質確保の観点から、格付会社に対し、格付付与に利用した情報の品質確保措置、証券化商品の格付の妥当性について第三者が独立した立場から検証できるための措置を求めるとともに、証券化商品の格付について詳細な情報開示を義務付けている。

このほか、金融庁は、バーゼル委の格付/証券化担当作業部会等の議長を務めるなど、バーゼル委や FSB、SSG 等における証券化に係るリスク管理の高度化に関する国際的な議論に、積極的に貢献している。

今後の見通し

オフサイト・モニタリングや検査を通じ、金融機関における証券化に係るリスク管理の高度化を、引き続き促進する。また、国際的な議論にも、積極的に貢献していく。定量的自己保有の義務化についてはこうした取組みが証券化のインセンティブに与える影響を吟味しつつ、国際的な動向や我が国の実態を踏まえその必要性について検討を行う。

30. 会計基準(D-EJ-5)

BRT の提言

WP D の前身である WP2 では、昨年、基準設定者のガバナンス向上及び会計基準の国際的なコンバージェンスについて提言したが、金融安定化理事会(FSB)により国際的な基準設定主体の活動に対する戦略的レビューが行われることとなった。また、IASB は、IOSCO、欧州委員会、米 SEC、日本の金融庁を含む外部監督主体を設立した。さらに、IASB と FASB は金融・資本市場の経験豊富なシニア・リーダーから成る金融危機諮問グループ(FCAG)を設立し、金融危機及びグローバルな規制の変化が会計基準設定に与える影響についての助言を受けることとなった。我々は、これらのコンバージェンス及びガバナンスの向上に向けた活動を歓迎し、今後の進展を注視する。

金融安定化フォーラムは、プロシクリカリティに関して銀行の自己資本に加えて、貸倒引当金及び公正価値会計などの問題を取り上げ IASB 等に検討を行うよう提言を行っている。このプルーフ・アップの問題は一方で、投資家保護の問題と相反する可能性もあり、慎重な検討が求められる。

財務会計の目的として、株主や債権者など、社外のステークホルダーへ財務情報を提供することが挙げられるが、我々は、会計基準策定の際には、経営者の視点も重要となることを指摘する。会計基準の変更は企業活動に影響を与え、その結果、経済全体へ影響を及ぼす。我々は業績の会計情報として純利益が有益であると考えます。

IASB では金融商品会計の見直しの議論の中で、売却可能有価証券の評価差額は、その他包括利益で認識する方向を検討しているが、我々はこれを支持する。また、有価証券の売却による実現損益は、当期純利益として認識されるべきであることを指摘する。

退職給付会計における即時認識強化の一環として、数理計算上の差異は発生時にすべてを当期利益で認識する方向性が示されている。金融市場の短期的な変動に起因する年金数理上の差異を即時認識することにより、結果的に、雇用主の加入者に対する長期的な約束である年金制度が、損益計算書に過度な変動をもたらすことになりうる。我々は、このような会計基準は採用されるべきではないと考える。

IASB の財務諸表表示プロジェクトに関して、キャッシュフロー計算書について直接法の必須化を要求している点を懸念している。財務諸表利用者は、間接法の開示で十分に有用な情報を得ており、企業負担が大幅に増加するコストを踏まえると、直接法の必須化に大きなメリットがあるとは思えない。

現在までの取り組み

金融・資本取引や企業活動の国際化、今般の金融危機等を受けて、単一で質の高いグローバルな会計基準の設定・適用に向けた取組みの強化がG20首脳会議等でも求められているところ、日本の会計基準設定主体である企業会計基準委員会(ASBJ)は、国際的な会計基準設定主体とともに、国際的な会計基準の高品質化に向けた共同作業や、国際会計基準(IFRS)を中心とした会計基準のコンバージェンスを進めている。

金融庁は、ASBJによるコンバージェンスに向けた取組みを支援するとともに、海外当局との連携を強化し、2009年1月に設立したモニタリング・ボードのメンバーとして、IFRSの設定主体である国際会計基準審議会(IASB)のガバナンス強化に積極的に関与している。国際会計基準委員

会財団(IASCF)においては、ガバナンス強化等を目的としたIASCFの定款の見直しが行われており、2009年9月に公開草案が公表され、2009年10月に東京でラウンドテーブルが開催されている。

個々の会計基準の設定に関しては様々な論点が含まれているため、高品質な会計基準の設定のためには、会計基準設定主体のガバナンス確保の観点から、適正なデュープロセスに従い、財務諸表の利用者、作成者、監査人、規制当局等の関係者と会計基準設定主体との十分な意見交換が行われることが重要である。2009年においては、これらの関係者との意見交換の一環として、IASBによるラウンドテーブルが、6月(連結及び認識の中止)、9月(金融商品)、11月(公正価値測定)に東京で開催されている。

今後の見通し

引き続き、ASBJによる国際的な会計基準のコンバージェンスに向けた取組みを支援するとともに、IASBのガバナンス強化に積極的に関与する。また、関係者との意見交換を含め、IASBによる基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、海外当局とも連携し働きかける。

31. 日 EU に向けた税制関連の提言 (D-EJ-6)

(1) 租税条約

BRT の提言

日本と欧州の政府は、子会社からの親会社への配当や、ロイヤリティ及び利息の支払いについて、出来る限り源泉地国免税となるよう配慮すべきである。我々は、EU 各国が速やかに日本との租税条約を締結することを要望する。税務当局間の協議の場を確保することが重要である

現在までの取り組み

二重課税の防止については、我が国は、日欧間の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図る観点、及び、租税に関する情報交換の実効性を高める観点から、現在の経済関係等を踏まえ、欧州諸国との租税条約の見直しを順次図ってきている。

日英新租税条約(2006年発効)及び日仏租税条約改正議定書(2007年発効)では、一定の配当、利子及び使用料(dividends, interest and royalties)について源泉地国免税(tax exemption at source)を導入、免税要件の緩和等を行った。

今後の見通し

欧州諸国については、現在、英国領バミューダとの間で租税協定の締結交渉を、ベルギー、ルクセンブルク、スイス及びオランダとの間で租税条約の改正交渉を進めており(いずれも基本合意済み)、今後も必要に応じ、欧州諸国との租税条約の新規締結・改正に取り組んでいく方針である。

(2) 企業会計と税務

BRT の提言

企業会計のコンバージェンスが進展するにつれて、企業会計と、依然として国別の税制・税務との間に乖離が生じることになる。我々は、日欧の税務当局がこの乖離の問題に柔軟に対応することを要望する。

現在までの取り組み

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

32. 日本に向けた税制関連の提言(D-J-7)

(1) 移転価格税制に係る執行の透明性

BRT の提言

我々は、企業がスムーズに国際的に事業展開できるよう、日本の税務当局が移転価格税制に係る執行の透明性を確保することを要望する。また、国際的な共通理解の視点から、日本の税務当局が OECD モデルのような国際的共通モデルに立ち戻ることを要望する。

現在までの取り組み

- ①我が国においては、移転価格税制に係る法令はもちろん、法令解釈通達、事務運営指針に至るまで、すべてホームページ等において公表している。また、同税制の運用の更なる明確化を図るために、法令解釈通達や事務運営指針の整備・改正を随時行ってきており、その際には、パブリックコメントも行っている。例えば、2008年10月には、役務提供取引や価格調整金等の取扱いを明確化するために事務運営指針の改正を行った。
- ②当該事務運営指針においては、従前より OECD 移転価格ガイドラインを参考にして調査又は事前確認審査を行うよう定めており、国際的なルールに基づいた移転価格税制の執行に努めている。

今後の見通し

移転価格税制については、税務執行の透明化・円滑化の観点から、OECD ガイドラインを踏まえ、法令解釈通達や事務運営指針の一層の整備を行い、適用基準や執行方針の更なる明確化を図る予定である。

(2) 連結納税制度の改善

BRT の提言

我々は、日本政府に子会社繰越欠損金の持込の容認、連結納税の開始或いは加入に伴う資産の時価評価の免除、連結グループ内(連結完全支配関係がある連結法人に対する)寄附金の損金算入などの早急な連結納税制度の改善を行うことを要望する。

現在までの取り組み

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

(3) 法人税率引き下げ

BRT の提言

我々は日本の税務当局に法人税率引き下げを検討することを要求する。

現在までの取り組み

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

(4) 税制優遇措置

BRT の提言

少子高齢化が進む日本では、国民ひとりひとりが現役時代に、資産運用を通じて老後に向けた資産形成を行う必要性が高まる。また同様に、医療(病院)や介護、年金分野における民間保険の役割が益々重要になってくる。我々は、日本政府に対して、そのような個人の自助努力を支援する税制優遇措置の拡充を要望する。

現在までの取り組み

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

ワーキング・パーティーE: イノベーション、環境、持続可能な開発

33. イノベーションと気候変動(E-EJ-1.1、1.2、1.3)

BRT の提言

(E-EJ-1.1)

欧州委員会と日本政府は、例えば途上国の家庭や公共施設で設置できる高価格なLED照明のような革新的技術開発のためにインセンティブを提供し、エネルギー効率化を向上させる leapfrogging 支援のための戦略とメカニズムを考案する必要がある。

(E-EJ-1.2)

欧州委員会と日本政府は適切な政策的枠組により、民間部門の気候変動に関連するイノベーションを支援し、採算が厳しい新しい技術概念の開発に対する投資インセンティブを提供すべきである。

(E-EJ-1.3)

最先進経済の産業界と研究機関の協力強化の必要性は明確である。一方で、日本、EU、新興国・途上国の三者間協力も負担を分け合い、費用を削減するために積極的に推進されるべきである。欧州委員会と日本政府はその方向で共同歩調をとることを要請する。

現在までの取り組み

日本政府は、2009年12月30日に「新成長戦略(基本方針)」を閣議決定した。この内容は、我が国の新成長戦略を、

- ・ 強みを活かす成長分野(環境・エネルギー、健康)
- ・ フロンティアの開拓による成長分野(アジア、観光・地域活性化)
- ・ 成長を支えるプラットフォーム(科学・技術、雇用・人材)

として、2020年までに達成すべき目標と、主な施策を中心に方向性を示した。

「33.イノベーションと気候変動」の提言の主要な内容は、「強みを活かす成長分野」の中の「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」で示している内容に関係が深い。

そこでは、

- ・ 50兆円超の環境関連新規市場
- ・ 140万人の環境分野の新規雇用
- ・ 日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を13億トン以上とすることを2020年までの目標としており、主な施策としては、
- ・ 電力の固定価格買取制度の拡充等による再生可能エネルギーの普及
- ・ エコ住宅、ヒートポンプ等の普及による住宅・オフィス等のゼロエミッション化
- ・ 蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化など、革新的技術開発の前倒し
- ・ 規制改革、税制のグリーン化を含めた総合的な政策パッケージを活用した低炭素社会実現に向けての集中投資事業の実施

が示されている。

今後の見通し

このため、日本政府は、今後、この「新成長戦略(基本方針)」に沿って対応することとなる。この具体的な内容及び工程表については、本年6月くらいまでに完成させたいと考えている。

34. 地球温暖化対策

(1) ポスト京都議定書の枠組みに対する提言

① 全ての主要排出国の参加(E-EJ-2.1a)

BRT の提言

全ての主要排出国は、責任ある形で次期枠組みに参加することが不可欠であり、その参加がなければ、実効ある国際的な枠組みにならないばかりか、公平性も阻害することになる。

また、その他の途上国についても、各国の実情に応じた取組みを進めていくことが求められる。

現在までの取り組み

我が国は、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を目指し、国際的なリーダーシップを発揮してきている。国連気候変動枠組条約の下での交渉、二国間会談や各種国際会議の場等を通じて、各国に対して様々なレベルでの働きかけを行い、特に主要経済国に対し、温暖化対策への取組み強化や次期枠組みへの積極的な参加を促してきた。COP15においては、首脳級会合で政治合意の必要性を強く主張、「コペンハーゲン合意」の作成に貢献した。

また、我が国は、途上国による緩和・適応対策への支援にも積極的に取組み、その支援を更に強化するため、「鳩山イニシアティブ」を打ち出し、2012年までの支援の具体的内容や2013年以降の支援の枠組みに関する提案を発表した。

今後の見通し

COP15において留意することが決定された「コペンハーゲン合意」を基礎として、できるだけ早く、新たな包括的な法的文書を採択し、公平で実効性のある国際的枠組の構築を目指していく。このため、国連気候変動枠組条約の下での交渉、各種国際会議、二国間協議等あらゆる機会を通じ、先進国間の協調、主要排出国への働きかけ、気候変動の悪影響に脆弱な途上国との連携を更に進めていく。

②長期的な削減目標の合意(E-EJ-2.1b)

BRT の提言

地球温暖化対策の究極の目的は UNFCCC が提唱しているとおり、大気中の温室効果ガス (GHG) の濃度を気候系に対して危険を及ぼさない水準で安定化させることである。このため、まずはこの安定化に向けた削減量について科学的根拠に基づいて合意すべきであり、その合意に則って GHG の合理的かつ実現可能な長期的排出削減・抑制目標を共有すべきである。

現在までの取り組み

現在温室効果ガスの排出量は地球の吸収量の2倍以上であり、温室効果ガス濃度の安定化のためには、世界全体の排出量を半減させる必要がある。我が国は、世界全体の温室効果ガスを 2050 年までに少なくとも半減するとの長期目標をすべての国で共有すべく、国連プロセス、G8サミット等の多国間会合や二国間会合を通じて、一貫して各国に働きかけてきた。

2009 年7月のG8ラクイラ・サミットにおいて、洞爺湖サミットにて合意した、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに少なくとも 50%削減するとの目標を再確認し、この一部として、先進国全体で、1990 年又はより最近の複数の年と比して 2050 年までに 80%又はそれ以上削減するとの目標が支持された。

また、12月のCOP15でまとめられたコペンハーゲン合意では、科学に基づき、また産業化以前からの気温上昇を 2 度以内に抑えるべく世界全体の排出量を削減することを視野に入れたIPCC 第4次評価報告書に示されているとおり、世界全体の排出量の大幅な削減が必要であることに同意し、科学に沿って、かつ、衡平の原則に基づいて、この目的を達成するための行動をとることが盛り込まれ、気候変動枠組条約の締約国は同合意に留意することが採択された。

2009 年11月に発表された気候変動交渉に関する日米共同メッセージにおいて、両国は、2050 年までに自らの排出量を 80%削減することを目指すとともに、同年までに世界全体の排出量を半減するとの目標を支持することを表明した。

今後の見通し

引き続き、2050年までに世界全体の排出量を少なくとも半減させるという長期目標を、UNFCCC の下で共有、採択することを目指す。また、全ての主要国による公平かつ実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意により各国の削減行動を慫慂するとともに、長期目標を実現するため、世界全体の排出量をできる限り早期にピークアウトさせることを目指していく。

③セクター別アプローチ(E-EJ-2.1c)

BRT の提言

日本側提言:各国の公平性を確保するために主要排出先進国が連携し、セクター毎(産業、運輸、業務、家庭)に、今後導入可能な最善の技術を前提にして排出削減ポテンシャルを算出し、それらを積み上げる方式が有用と考える。このセクター別アプローチは、各国間の公平性を確保でき、技術移転の促進や途上国の参加も得やすいメリットがある。

EU 側提言:途上国の産業セクターでの排出のモニタリングと報告はコンプライアンス評価と今後のセクター別アプローチの発展のために拡大され、調整されるべきである。生産単位ごとの排出量のベンチマークを下回るプラントは排出権クレジットの形でインセンティブを受けられる可能性がある。セクター別アプローチは炭素利用率を改善するには適するが市場の歪みを防ぐことができるかは疑わしい。

現在までの取り組み

セクター別アプローチは、産業、発電、家庭、業務、運輸等のセクターごとに、それぞれの状況を踏まえて、適切な対策を検討するものであり、先進国間の負担の公平性確保と途上国の実質的な排出削減につながり、非常に重要。2009年3月の国際ワークショップや国連交渉でのサブミッションの提出など、セクター別アプローチの有効性に対する各国の理解を促進。

セクター別アプローチの実践の場である「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ(APP)」では、官民共同で技術移転・普及に向けた取組を実施しており、鉄鋼、セメント、電力等のセクターにおいて、優れた技術や取組を集めたハンドブックの作成、エネルギー消費量・二酸化炭素排出量データの収集、省エネ・環境診断等、温室効果ガス削減に向けた活動を行った。

今後の見通し

セクター別アプローチの概念は各国に浸透しつつあり、それに基づく具体的な提案もなされてきているところ。我が国としても、セクター別の官民の知見を活用する技術協力アドバイザリーグループ(AGTC)による円滑な技術移転・普及メカニズムを提案。COP15においても、コペンハーゲン合意に技術の開発及び移転を支援する「技術メカニズム」の設立が盛り込まれた。今後、コペンハーゲン合意を基礎として、国連プロセス、G8サミット、二国間会合等の場を通じ、積極的な働きかけを行っていく。また、技術移転・普及に際しては、クリーンな技術や製品、インフラ、生産設備等の提供を行った企業の貢献が適切に評価されるような仕組みの構築を提案していく。引き続き、官民連携のAPP等を通じて、途上国への技術移転の促進及びそれを通じた排出削減に取り組んでいく。

④中期目標の設定とその実現のための政策(E-EJ-2.1d)

BRT の提言

中期目標を設定する場合は、各国・各セクターが納得できる公平で実現可能性が高い目標とすることが重要である。

先進国は国別総量目標を設定すべきであるが、主要排出途上国は今後高い経済成長が見込まれることから、例えばGDP当たりのGHG排出量等やセクター別の原単位目標等を設定することが適切である。

ポスト京都議定書における中期目標の達成のための政策手法については、各国の事情に応じた多様な方法が認められるべきである。

キャップ&トレード型排出量取引について

日本側提言:キャップ&トレード型排出量取引については、公平で合理的なキャップの設定は非常に難しい。このスキームは、実効的削減に寄与するのかどうか、グローバル市場での企業の競争促進と成長につながるのか、長期的視野での温暖化防止のための革新的な技術開発を促進するのかどうかを慎重に検討するべきである。

EU側提言:キャップ&トレード型排出量取引は慎重に検討されれば、コスト効率的な排出削減達成に資する可能性がある。特に企業間競争に影響を及ぼすこのスキームによって発生する直接的／間接的なコストは炭素リーケージを防止するためにも軽減されなくてはならない。

現在までの取り組み

我が国の中期目標に関しては、地球温暖化を止めるために科学が要請する水準に基づくものとして、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスを2020年までに1990年比で言えば25%削減するとの目標を表明した。

また、主要排出途上国に対しては、原単位目標等の数値化された目標の実施義務を求めてきた。

COP15で取りまとめられたコペンハーゲン合意においては、先進国は排出削減目標、また途上国は削減行動を、2010年1月末までに提出することとされている。途上国の削減行動については、国内的な測定・報告・検証(MRV)の対象となり、その結果は国別報告書を通じて2年ごとに報告され、国際的な協議及び分析に供されることとされている。また、支援を受けた途上国の行動は、国連で採択される指針に従って、国際的な測定・報告・検証の対象となることとされている。

なお、我が国の中期目標達成のための具体的な施策やその実施スケジュールについては、国際交渉における議論を踏まえながら、地球温暖化問題に関する閣僚委員会等において検討しているところである。

また、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度についても、同委員会等において検討しており、その結果を踏まえ、適切に対応していく。

今後の見通し

我が国は、地球温暖化を止めるために科学の要請する水準に基づくものとして、全ての主要国による公平かつ実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに

1990 年比で言えば 25%の温室効果ガスの排出削減を目指す。具体的な対策やその実施スケジュールについては、閣僚委員会等において、引き続き検討していく。

また、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度についても、同委員会等において検討しており、その結果を踏まえ、適切に対応していく。

⑤基準年について(E-EJ-2.1e)

BRT の提言

日本側提言:エネルギー供給事情の変化や過去の削減努力等各国で異なるため、特定の国に有利にならないように、総量と、現行の90年だけでなく2005年を含めた複数の基準年からの削減率で表すべきである。

EU側提言:現行の90年の維持に賛成する。

現在までの取り組み

2013年以降の地球温暖化対策についての我が国の2020年までの中期目標は「1990年比で言えば25%削減」としているが、国際枠組みへのより多くの国の参加を促すため、国際交渉の中では1990年以外の基準年も認められるべきである旨主張している。なお、各国の約束の表し方については、複数の基準年のみならず国別の排出総量の併記を主張してきた。

今後の見通し

引き続き、国際的な枠組みにおける基準年の在り方も含め、国際交渉の中で議論を行う。

⑥技術開発・技術支援の促進(E-EJ-2.1f)

BRTの提言

長期的にGHG排出を大幅に削減するには、既存の低炭素技術の着実な普及とブレークスルー技術の開発が不可欠である。

地球規模でのGHG排出削減のためには、途上国での対策も等しく重要であり、特に近年GHG排出が急増し今後も増加が予想される中国やインド等の主要排出途上国における温暖化対策が大きな課題である。その対応には、知的財産権の保護を前提に、これらの国への技術支援を推進する枠組みの構築が必要であり、途上国との間で資金援助と技術支援を具体化する官民協力による各セクターの民間専門家の知見を踏まえた機能の設置を検討すべきである。これにより各セクターの技術移転の障害を除去し、実質的に途上国への資金供給や技術移転・普及が促進されるべきである。

イノベーションと気候変動」においても前述したとおり、イノベーションの強化は必要であり、そのために、技術開発と設備投資の担い手である日EU企業間の連携に加え、研究所、大学間の連携を最大限に可能とする政策の実施を欧州委員会と日本政府に強く要請する。日EUは革新的技術の実用化に向けた共同開発を技術開発ロードマップの国際共有・連携強化、政府研究開発投資の拡大を通して促進するべきである。

現在までの取り組み

太陽光発電の新たな買取制度、環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度、エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業等の導入支援を始めとする総合的な取組みを講じており、既存の低炭素技術の着実な普及を図っている。また、エネルギー革新技術開発を着実に実行するため、専門家の意見も踏まえてフォローアップを実施し、引き続き技術開発を推進している(平成21年度:789億円、平成22年度(政府原案):826億円)。

地球温暖化対策に関する交渉では、世界のGHG排出削減のため、知財保護や官民協力の下で技術とニーズのマッチングを進めるための技術協力アドバイザリーグループを提案し、技術移転メカニズムに関する議論の進展に貢献した。12月には、途上国支援のための鳩山イニシアティブを発表した。

また、2008年6月、経済産業省と欧州委員会研究総局との間で、エネルギー分野の研究開発協力を推進することに閣僚級で一致したことを踏まえ、太陽光発電、蓄電、CCSを協力分野とすることとした。現在、研究機関や大学間の連携を含む具体的な協力について検討を進めている。

今後の見通し

既存の低炭素技術の着実な普及及びエネルギー革新技術開発の着実な実施に向けて、必要な研究開発予算を確保しつつ更なる推進を図る。

地球温暖化対策に関する交渉では、途上国での実効的な排出削減に資する技術移転メカニズムの具体化や、鳩山イニシアティブの下での途上国支援を進めていく。

また、欧州委員会研究総局との間で、エネルギー技術開発研究協力を推進するため、実施協

定を策定するとともに、今後も事務レベル会合を定期的を開催する。

(2) その他の温暖化対策に関する提言

①エネルギーのクリーン化の促進(E-EJ-2.2 a)

BRTの提言

GHG 排出削減のためには経済活動全体での化石燃料への依存からの脱却を進めることが重要である。今後電気自動車やヒートポンプ等が普及するにつれ電力への依存が高まるため、特に発電における化石燃料への依存度を減らすことが重要となる。

クリーンエネルギーの中では原子力発電の利用拡大が促進されるべきである。原子力エネルギーの利用拡大にあたっては安全確保と国民の信頼回復を図るための取組みの強化は不可欠である。

太陽光、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの普及促進の推進も必要である。企業にとっての新たなビジネスチャンスと雇用機会創出にもなる分野であるが、コスト高や配電の不安定性という課題を解決して行くことが求められる。

発電量の変動が大きい再生可能エネルギーをより有効に利用するにあたってのエネルギー貯蔵方法の開発のために、研究開発の拡大は必要となる。日EUは民間セクター間の連携を強化するとともに、大学と研究開発機関間の連携促進のための手段を策定すべきである。

現在までの取り組み

○我が国においては、エネルギーの安定供給、環境への適合、経済性の確保の三つの観点をバランス良く実現することが重要との観点の下、いわゆる電源のベストミックスを目指した電源構成の構築に努めている。

電力分野の低炭素化に向けては、原子力発電の着実な推進や太陽光発電の新たな買取制度の導入、火力発電の高効率化のための技術開発などに取り組んでいる。

○低炭素社会の実現には、新エネの導入拡大、省エネの徹底に加え、原子力発電の着実な実施が必要。新增設の実現、設備利用率の向上といった目標に向け、安全確保を大前提に、国民の理解と信頼を得ながら着実に推進。

○再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギー安全保障、地球温暖化対策の観点のみならず、経済の活性化・雇用の創出といった観点からも重要。ただし、コストが高い、出力が不安定である等の課題がある。

そのため、政府としては、コスト低減にむけた技術開発を進めるとともに、設備導入支援・RPS制度・固定価格買取制度(FIT)によって導入拡大を図っている。

また、システムの安定化のための施策も講じている。中でも、太陽光発電、風力発電と併設し出力を安定化させるための蓄電池の高性能化・低コスト化のための技術開発を進めている。

さらに前述の通り、2008年6月、経済産業省と欧州委員会研究総局との間で、エネルギー分野の研究開発協力を推進することに閣僚級で一致したことを踏まえ、蓄電等を協力分野とすることとした。現在、研究機関や大学間の連携を含む具体的な協力について検討を進めている。

今後の見通し

- 更なる火力発電の高効率化のための技術開発を推進してまいりたい。
- 今後も、安全確保を大前提に、地元をはじめとした国民の理解と信頼を得ながら原子力発電を着実に推進していく。
- 再生可能エネルギーの導入拡大については、技術開発を進めるとともに、設備導入支援策等を講じていく。特に、固定価格買取制度を拡充することを検討していく。また、系統安定化のための研究開発を推し進める。平成22年度中には、日EU協力の電力貯蔵用蓄電池分野におけるワークショップの開催が予定されており、技術開発の動向や安全性評価に関する議論を行う予定。

②環境財政支出の継続(E-EJ-2.2b)

BRT の提言

現下の世界同時不況の中で、経済危機への対策として、環境分野へ財政支出を増額している国が多い。日本政府も 2009 年度補正予算の中で経済危機対策の一つとして「低炭素革命」を掲げており、内容としては太陽光発電や低燃費車・省エネ製品の開発と普及促進等が盛り込まれている。更に景気対策の一環でエコカーの優遇税制が今年 4 月から導入開始され、消費者の需要拡大と企業の積極的投資につながることを期待されている。

我々は、このような低炭素社会に向けた各国政府の取組みを評価するが、家庭部門からのGHG排出が継続的に増加している中、これらの政策を時限的な景気対策としてだけではなく、国民のGHG削減に対する意識改革の重要性に鑑み、継続的な措置とするよう欧州委員会と日本政府に要請する。

またライフサイクルでのGHG排出削減の観点から推進いただくことを要望する。

現在までの取り組み

低炭素社会に向けた取り組みとして、太陽光発電への購入補助、家電エコポイント制度の実施、環境対応車への購入補助等を行っている。また、太陽光発電の普及促進に向けて、平成 21 年 11 月から「太陽光発電の新たな買取制度」を開始した。

今後の見通し

平成 21 年 12 月に閣議決定した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」では、家電エコポイント制度の延長、環境対応車への購入補助の延長、及び再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討等の対策を掲げている。

さらに同月に閣議決定した「新成長戦略(基本方針)」でも、人々のライフスタイルを自発的に低炭素型へと転換させる大きなきっかけとして、エコ住宅の普及、再生可能エネルギーの利用拡大等を掲げている。

(別添)

税制関連提案について

税制改正については、毎年の税制改正プロセスにおいて、各省庁から税務当局に出された要望・意見について、経済情勢や財政事情等を勘案しつつ、政府の税制調査会等の議論を踏まえ決定されるものであり、BRTのご提案を含め各層の意見等については、各省庁が税制改正要望を作成する際に、参考とされ、毎年の税制改正に反映されてきたところ。

第11 回日EU BRT本会合の提言においては、

○ワーキング・パーティA

9. 外国直接投資の促進

(1) 日本企業と外国企業の合併・再編によって生じるキャピタルゲインに対する課税猶予

○ワーキング・パーティD

31. 日EU に向けた税制関連の提言

(2) 企業会計と税務

32. 日本に向けた税制関連の提言

(2) 連結納税制度の改善

(3) 法人税率引下げ

(4) 税制優遇措置

の各項目において税制関連提案がなされているが、適当と考えられる要望については、ビジネス環境改善の観点からの提案として参考とさせていただきたい。